

令和5年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

令和5年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月14日）

| | |
|------------------------------|----|
| 応招・不応招議員 | 1 |
| 出席・欠席議員 | 1 |
| 出席事務局職員 | 1 |
| 出席説明員 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 開会 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 諸般の報告 | 9 |
| 一般質問 | 9 |
| 谷田みさお議員 | 9 |
| 1 マイナンバーカード利用拡大中止を | |
| 2 自動運転でコミュニティバス運行を | |
| 3 公営住宅の活用促進について | |
| 岡田久雄議員 | 19 |
| 1 頻発化する自然災害や地震災害への備えについて | |
| 2 熱中症を予防するための取組について | |
| 3 通学路や公園等への防犯カメラの設置について | |
| 小割直彦議員 | 26 |
| 1 自転車の乗車用ヘルメット着用の努力義務化について | |
| 脇本尚憲議員 | 29 |
| 1 「人工知能（AI）」の活用 | |
| 2 山城多賀駅前商業施設の開業 | |
| 田中保美議員 | 33 |
| 1 「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」について | |
| 2 井手町放課後児童クラブについて | |
| 奥田俊夫議員 | 37 |
| 1 「まちなかベンチ」について | |
| 2 町内会・隣組について | |

| | | |
|---|---|---|
| 木村武壽議員 | 4 | 1 |
| 1 点滅信号機の設置について | | |
| 2 今後の空き家対策について | | |
| 鎌田隆宏議員 | 4 | 4 |
| 1 これからの農地の適切な利用について | | |
| 2 無電柱化について | | |
| 報告第 4 号 専決処分の報告について（井手町税条例等） | 4 | 8 |
| 報告第 5 号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例） | 5 | 3 |
| 報告第 6 号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例） | 5 | 4 |
| 報告第 7 号 専決処分の報告について（4 一般会計補正（第 6 回）） | 5 | 8 |
| 報告第 8 号 専決処分の報告について（4 公共下水道特会補正（第 5 回）） | 6 | 5 |
| 報告第 9 号 専決処分の報告について（5 一般会計補正（第 2 回）） | 6 | 7 |
| 報告第 10 号 専決処分の報告について（工事請負契約変更） | 7 | 0 |
| 報告第 11 号 専決処分の報告について（工事請負契約変更） | 7 | 1 |
| 報告第 12 号 専決処分の報告について（工事請負契約変更） | 7 | 2 |
| 報告第 13 号 専決処分の報告について（自動車事故） | 7 | 3 |
| 報告第 14 号 繰越明許費繰越計算書について（4 一般会計） | 7 | 4 |
| 報告第 15 号 繰越明許費繰越計算書について（4 多賀地区簡易水道事業特会） | 7 | 7 |
| 報告第 16 号 繰越明許費繰越計算書について（4 公共下水道事業特会） | 7 | 7 |
| 報告第 17 号 繰越計算書について（4 水道事業会計） | 7 | 8 |
| 議案第 42 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件 | 7 | 9 |
| 議案第 43 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件 | 8 | 0 |
| 議案第 44 号 工事請負契約変更について同意を求める件 | 8 | 0 |
| 議案第 38 号 令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回） | 8 | 3 |
| 散会 | 9 | 1 |
| 署名議員 | 9 | 2 |

第 2 号 (6月23日)

| | |
|--|-------|
| 応招・不応招議員 | 9 3 |
| 出席・欠席議員 | 9 3 |
| 出席事務局職員 | 9 3 |
| 出席説明員 | 9 3 |
| 議事日程 | 9 5 |
| 開会 | 9 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 9 6 |
| 議案第 3 4 号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件 | 9 6 |
| 議案第 3 5 号 井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 | 1 0 2 |
| 議案第 3 6 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 | 1 0 5 |
| 議案第 3 7 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 1 0 7 |
| 議案第 3 9 号 令和 5 年度井手町水道事業会計補正予算 (第 1 回) | 1 0 9 |
| 議案第 4 0 号 令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 回) | 1 1 1 |
| 議案第 4 1 号 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 回) | 1 1 3 |
| 議案第 4 5 号 工事請負契約について同意を求める件 | 1 1 6 |
| 議案第 4 6 号 工事請負契約について同意を求める件 | 1 1 9 |
| 令和 5 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について | 1 2 1 |
| 発議第 3 号 健康保険証廃止の中止を求める意見書 | 1 2 2 |
| 議員派遣の件 | 1 2 4 |
| 閉会中の継続調査の申出について | 1 2 4 |
| 閉会 | 1 2 9 |
| 署名議員 | 1 3 0 |

第 1 号（令和 5 年 6 月 1 4 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和5年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和5年6月14日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年6月14日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和5年6月14日午後 4時01分 議長 西島寛道

応招議員

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 鎌田 | 隆宏 | 2番 | 小割 | 直彦 |
| 3番 | 田中 | 保美 | 4番 | 奥田 | 俊夫 |
| 5番 | 脇本 | 尚憲 | 6番 | 谷田 | 利一 |
| 7番 | 西島 | 寛道 | 8番 | 岡田 | 久雄 |
| 9番 | 谷田 | みさお | 10番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 鎌田 | 隆宏 | 2番 | 小割 | 直彦 |
| 3番 | 田中 | 保美 | 4番 | 奥田 | 俊夫 |
| 5番 | 脇本 | 尚憲 | 6番 | 谷田 | 利一 |
| 7番 | 西島 | 寛道 | 8番 | 岡田 | 久雄 |
| 9番 | 谷田 | みさお | 10番 | 木村 | 武壽 |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 3番 | 田中 | 保美 | 8番 | 岡田 | 久雄 |
|----|----|----|----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|----|----|------|----|----|
| 議会事務局長 | 森田 | 肇 | 議会書記 | 梶田 | 篤志 |
| 議会書記 | 林田 | 夕加 | 議会書記 | 新田 | 純平 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 町長 | 汐見 | 明男 | 副町長 | 島田 | 智雄 |
|----|----|----|-----|----|----|

| | | | | |
|--------------------------------|---|-------|-----------------------------|-------|
| 参 | 与 | 西垣 義郎 | 教 育 長 | 中田 邦和 |
| 理事兼総務課長事務取扱 | | 脇本 和弘 | 理事兼地域創生推進室長事務取扱 | 山本 勇人 |
| 理事兼会計管理者事務取扱 | | 木村 恵理 | 理事兼住民福祉課長事務取扱 | 花木 秀章 |
| 理事兼建設課長事務取扱 | | 柳原 健二 | 学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務 | 高江 裕之 |
| 企画財政課長 | | 寺井 佳孝 | 税 務 課 長 | 乾 浩朗 |
| 高齢福祉課長 | | 坂井幸一郎 | 保健医療課長 | 中谷 誠 |
| 保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務 | | 畑中 博之 | 産業環境課長 | 菱本 嘉昭 |
| 上下水道課長 | | 仁木 崇 | 建設課参事 | 辻井 祐介 |
| 同和・人権政策課長 | | 西島 豊広 | いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務 | 平間 克則 |
| 社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 | | 中坊 玲子 | 学校給食センター所長 | 奥山 英高 |

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和5年6月14日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について（井手町税条例等）
- 第6 報告第5号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）
- 第7 報告第6号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）
- 第8 報告第7号 専決処分の報告について（4 一般会計補正（第6回））
- 第9 報告第8号 専決処分の報告について
(4 公共下水道特会補正（第5回）)
- 第10 報告第9号 専決処分の報告について（5 一般会計補正（第2回））
- 第11 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第12 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第13 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第14 報告第13号 専決処分の報告について（自動車事故）
- 第15 報告第14号 繰越明許費繰越計算書について（4 一般会計）
- 第16 報告第15号 繰越明許費繰越計算書について
(4 多賀地区簡易水道事業特会)
- 第17 報告第16号 繰越明許費繰越計算書について
(4 公共下水道事業特会)
- 第18 報告第17号 繰越計算書について（4 水道事業会計）
- 第19 議案第42号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第20 議案第43号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第21 議案第44号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第22 議案第38号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第3回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和5年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につ
きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、田中保美
議員、8番、岡田久雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30までの17日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月
30日までの17日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正4件、令和5年
度補正予算4件、人事同意案件2件、工事請負契約変更の同意案件1件、専
決処分10件、繰越明許費繰越計算書3件、繰越計算書1件、合計25件で
あります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におか
れましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとう
ございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して
いるところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が令和2年の初頭に国内において発生してから、約3年5か月が経過いたしました。この間、新型コロナウイルス感染症の影響によって様々な活動が長期にわたり制限されてきたところではありますが、5月8日に感染症上の位置づけが5類に変更され、感染対策については個人の判断を尊重した自主的な取組を基本とする方向へ大きく転換されました。しかし、現在も新型コロナウイルスによる感染は継続しており、本町におきましては、5月8日から感染による重症化リスクが高いとされている高齢者の方や基礎疾患のある方などに対するワクチン接種を開始するなど、感染症に係る対応を継続しているところであります。

この春のワクチン接種につきましては、接種を希望された方への対応をほぼ終了したところであり、6月11日現在の接種者総数は1,663人、そのうち65歳以上の方の接種者数は1,511人で、接種率は65歳以上人口の約60%となっております。

なお、9月からは5歳以上の方を対象とした令和5年秋開始接種の実施を予定しておりますので、引き続き国や京都府と連携し、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

また、例年より梅雨入りが1週間ほど早い状況の中、6月1日から3日にわたり台風2号からの暖かく湿った空気が前線に流れ込んだ影響で、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が全国で11回も発生したとのことで、和歌山、愛知、静岡の3県では大きな被害が発生しており貴い命が奪われたほか、行方不明者など自然の猛威の恐ろしさを痛感したところであります。お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様方にも、心からお見舞い申し上げます。

本町においても、町内に土砂災害警戒情報が発令されたことに伴い、避難指示を発令するとともに、木津川の水位の上昇により上ノ浜樋門が閉鎖され、付近の田畑をはじめ工場への浸水のおそれもあることから、国土交通省近畿地方整備局に対して排水ポンプ車の出動を要請し、排水作業を実施していただきました。なお、今回の大雨による本町での被害はなく、安堵しているところであります。

これから本格的な梅雨シーズン、台風シーズンに入っていくわけでありますので、気を引き締めて対応していかなければならないと考えております。

さて、令和4年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしました

ので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。なお、令和4年度は前年度に引き続き、全ての会計の実質収支額は黒字となる見込みであります。

まず一般会計であります。町税収入では、企業進出などに伴う法人町民税や固定資産税等の増収により約9億8,200万円、前年度に比べ約1,600万円、率にして1.7%増となる見込みであります。

次に、普通交付税につきましては約10億5,200万円で、前年度とほぼ同程度となる見込みであります。

また、特別交付税につきましては約4億4,600万円、前年度に比べ約4,600万円、率にして11.6%と大きな伸びとなっております。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ他の補助金等につきましても、従来どおり国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約77億7,000万円、歳出総額約73億3,000万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億8,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための役場庁舎や山吹ふれあいセンターの建設をはじめ、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替え工事、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、水道使用料の基本使用料及び水道メーター使用料6か月分の全額免除、教育環境の充実を図るための小・中学校の空調整備のほか、教育、福祉、子育て支援の充実、商工業の振興、防災対策などに積極的に取り組むことができました。また、役場庁舎や山吹ふれあいセンター建設等の大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に6億円の積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に、特別会計であります。前年度に引き続き全ての会計で実質収支額は黒字となる見込みであります。特に心配しておりました国民健康保険特別会計は、前年度に引き続き一般会計の繰入れなしで、実質収支額は6,100万円程度の黒字となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第34号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件ほか24件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第34号は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第35号は、厚生労働省令等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第36号は、子ども・子育て支援法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第37号は、第2子目の延長保育料の無償化を行うための条例の一部改正であります。

議案第38号は、令和5年度一般会計の補正でありまして、補正総額は6億7,935万4,000円の増で、補正後の一般会計予算は53億6,630万7,000円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、椿坂地域活性化協議会に対する宝くじコミュニティ助成に250万円計上いたしますとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、上下水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料6か月分の全額減免を行うために、上下水道会計への繰り出しに2,976万3,000円計上いたしております。

次に民生関係では、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るための住民税非課税世帯等臨時特別給付金に4,020万5,000円、物価高騰による経費の増加を価格に転嫁できない介護サービスや障がい福祉サービス事業所に対し給付金を交付する福祉サービス事業所原油等価格高騰対策支援給付金に455万4,000円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係では、聴覚障がいの早期発見・早期治療を図るために、新生児聴覚検査に17万3,000円、令和5年秋開始接種を希望する対象者に円滑に接種できる体制を整備するための新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,770万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、町道35号線ほか道路改良に3,447万3,000円計上いたしております。

次に公債費関係では、昨年度と今年度は、新庁舎と山吹ふれあいセンターの建設により多額の財源を借り入れることとなっておりますので、これらの据置期間が過ぎますと元金償還が始まり、一気に公債費は膨れ上がり住民サービスに影響が生じるおそれがありますので、公債費を抑制するため、繰上償還に5億4,706万8,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金1億932万7,000円、寄附金48万8,000円、繰入金5億

4, 706万8, 000円、繰越金527万1, 000円、諸収入250万円、町債1, 470万円計上いたしております。

議案第39号から議案第41号までの3件は、令和5年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第42号及び議案第43号は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第44号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を変更するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第4号から報告第9号までの6件は、いずれも地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第10号から報告第13号までの4件は、いずれも地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第14号から報告第17号までの4件は、いずれも令和4年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

なお、災害時情報伝達手段整備及び町道29号線第2工区道路改良、その6工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法並びに条例の規定に基づき議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案いたしたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いたします。

議長（西島寛道）　引き続きまして、去る4月1日の人事異動により替わられた方の紹介を島田副町長から願いたします。

島田副町長。

副町長（島田智雄）　それでは、私の方から、この4月1日付人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

建設課参事の辻井祐介でございます。

建設課参事（辻井祐介） 辻井です。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 今後ともよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、議会事務局の紹介を森田事務局長よりいただきます。

議会事務局長（森田 肇） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。議会書記の新田純平でございます。

議会書記（新田純平） 新田です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） どうかよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 以上で紹介を終わります。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月、4月、5月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上下水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。

質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

質問を行う前に、この議場で一般質問をする機会もこれで最後かというふうに思います。29年間、この議場に大変お世話になってきました。最初の議会で不当な懲罰を受けて半日の登院停止を余儀なくされたり、休憩時間中とはいえこの議場の中で町長からセクハラ発言を受けて、それについて何ら謝罪も撤回もいまだにしていっていないというような様々な思いはございますが、また新たな気持ちで頑張ってまいりたいと思います。

1点目に、マイナンバーカードの利用拡大の中止を求めます。

マイナンバーカードに別人の情報が誤ってひもづけられ、コンビニでの住民票、印鑑証明書の誤交付、マイナ保険証の情報登録の誤りに続き、公金受取口座とのひもづけでも誤登録が判明するなど、個人情報流出につながるト

ラブルが続出しております。制度の根幹に関わる重大な事案であります、政府は自治体が管理運営するシステムの誤りや人為的なミスだと責任を転嫁しております。

公金受取口座の誤登録では、年金が他人の口座に振り込まれるというような可能性もあり、現に他人の年金情報が閲覧された例も出ております。2兆円余りの予算で行っているマイナポイント制度でも、ポイントが他人に付与されたケースがこの時点で113件ということでしたが、その後、報告されている例では173件もあったというふうに言われております。さらに、公金受取口座に家族の名義口座を登録していたのが13万件、全く他人の口座にひもづけられていたのが750件などと、次々と報道をされております。誤ってひもづけられた医療情報に基づいて治療行為、投薬が行われれば、命に関わる大問題になります。誤登録の事例は協会けんぽを中心に7,300件余りと言われておりますが、分かっているのは氷山の一角にすぎないというおそれもございます。

本町では、現在マイナンバーカードの交付は何件で、うち公金受取口座の登録は何件、保険証の登録は何件か。マイナポイントを受け取った人は何件か。その全てで誤登録がないかという点検がこの際にできたのか。これまで誤交付や誤登録はないのか伺います。

国会では、従来の保険証を廃止するマイナンバー法改定案が強行されてしまいましたが、紙の保険証がなくなれば、マイナンバーカードには保険証番号などは書いていないため、自分の保険の名称や番号が分からなくなる。さらには、大規模なシステム障害や災害時の停電などでオンラインが機能しなくなったときに、何も書いていないマイナンバーカードで資格確認をどうするのかなど多くの問題がございます。

厚生労働省は、全国の健康保険組合に誤登録の総点検を7月末までに行うよう指示をしておりますが、事態の全面的な事実関係の解明が最優先で、法案、法律は強行されましたが、直ちにシステムは中止するべきであります。

全国知事会の平井伸治鳥取県知事も、「いろいろと事情は言われているが、それは正直理由にならない。もっと緊張感ある対策を根本から考えてほしい」と述べられました。全国の開業医の6割が参加している全国保険医団体連合会も、この法律についての反対声明を発表しております。

今回のマイナンバーカードの誤交付・誤登録に対する町長の見解、またこ

のような状況で従来の保険証を廃止していいのか、マイナンバーカードの利用拡大は中止すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目に、自動運転でコミュニティバスの運行を求めたいと思います。

自動運転のシステムは、「運転自動化なし」、「運転支援」、「部分運転自動化」、「条件付運転自動化」、「高度運転自動化」、「完全運転自動化」まで、レベル0からレベル5と、米国のSAE（自動車技術会）の基準を基に国土交通省が6段階でレベルを示しております。

今年4月施行された改正道路交通法でレベル4まで解禁をされており、自治体のコミュニティバスでも自動運転導入が進んでおります。福井県の永平寺町では、予約制のレベル3のバスが走っております。島根県飯南町でも、国土交通省の「中山間地域の道の駅等を拠点とした自動運転サービス」の実証実験として始まった電磁誘導線に沿って走る定時頻回運行のバスがございまして、茨城県境町では、これまでレベル2のコミュニティバスが走っていましたが、今年度からレベル4のバスで実証実験中であります。

境町の新型車両というのは8人乗りの電気自動車でありまして、道路状況などを100メートル先まで検知できる高性能センサーがついて、8台のカメラを搭載し、経路上の障害物には事前に設定した範囲内で回避することが可能だと言われております。当面はオペレーターが乗車して監視するレベル2で運行し、将来的にはレベル4で運行に移していくということでございます。

4月から本町内で始まった高齢者移動支援制度「IDECA（イデカ）」では、65歳未満の人や観光客などは利用できません。本町でも「テオテラスいで」への集客や、町内移動と観光兼用での自動運転コミュニティバスの導入も検討すべきではないか伺います。

3点目に、公営住宅の活用促進についてです。

多賀地区に新築した町営住宅が、1回目の入居募集で居住者が埋まらず、現在追加募集が行われております。高齢者向け居室に空きがある場合、子育て支援に向けた活用促進が必要ではありませんか。公営住宅は、公営住宅法によって入居要件が低所得者で住宅に困窮しておる者と定められていますが、国も「子育て世帯・若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住環境の整備は重要な課題である。特に、全国約210万戸の公営住宅を活用して子育て世帯向けの住まいの確保を図ることは、既存ストックの有効活用と子育て支援

の観点から有効である」として、今年度、「子育て支援のための公営住宅の活用促進に向けた調査・検討事業」を行うというふうに発表されております。

子育て世帯が増えれば、人口が増え、地域コミュニティの維持にとっても好影響を与え、保育所や小・中学校の利用者も増え、町に活気を与えます。前述した国の事業も活用し、UターンやIターンであっても町営住宅に入居できるなど、子育て世帯への優先入居を進める考えはないか伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目のマイナンバーカードについてであります。まずマイナンバーカードの交付枚数につきましては、令和5年5月31日時点で5,085件となっております。

次に、公金受取口座の登録、保険証の登録、マイナポイントを受け取った人の件数につきましては、京都府を通じて国に確認しましたところ、全国規模の登録件数は把握しているが、現時点で自治体ごとの登録件数の集計や公表はしていないとのことであります。

次に、誤登録の点検につきましては、まずコンビニでの住民票・印鑑証明書の誤交付については、本町の住民基本台帳システムの運用管理を委託している京都府自治体情報化推進協議会による点検を実施しており、誤交付は発生していないとの報告を受けております。

また、公金受取口座の誤登録につきましては、今般の誤登録事案の発生原因の大半は、行政機関の窓口において、住民の方が登録手続をする端末機で、登録後に利用終了の操作を忘れられたため、同じ端末で公金受取口座の登録を行った方が誤って前の方の手続中となっている画面にご自身の預貯金口座を登録したことによるものと報道されております。

公金受取口座の誤登録の有無は、自治体で確認することはできませんが、本町ではこれまでから口座登録支援を希望する方が窓口に来られた際には、職員が国が示すマニュアルに基づき登録支援を実施しており、登録後には職員が端末機の利用終了の確認を行っていることから、端末機の未終了により次の方が利用されることになる誤登録はないものと考えており、また現時点

で、住民の方から誤登録に関する申出もありません。

次に、マイナンバーカードに係る誤交付・誤登録や利用拡大に対する本町の見解であります。今般発生した事案に関して、マイナンバーカードの利用拡大に対する国民の広い理解や信頼を得るためには、メリットや安全性に関する丁寧な説明とともに、安定的なシステム運用と安心してサービス利用できる環境が不可欠であると考えており、地方六団体からも国に対して関係機関や関係事業者が一体となったチェック体制や誤登録の防止を担保する制度の構築に取り組むよう要請されているところであります。

いずれにいたしましても、マイナンバー制度は行政の効率化や国民の利便性の向上に資するものであり、国や都道府県と連携して、引き続き普及の推進に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) 2点目の自動運転でコミュニティバス運行についてであります。自動運転によるバスの運行につきましては、自動運転技術の進展に伴い道路交通法が順次改正され、全国で地域状況等を考慮した実証実験等が行われているところであります。現在の自動運転技術においては、電磁誘導線に沿って運行する方式ではバス専用道路や通行スペースが必要であり、一般車と同一道路を走行する方式においても、車両スピード差による事故や渋滞を回避するための市交通用の別ルートの確保が必要となるなど、本町における現在の道路状況では導入は困難と考えており、今後の自動運転技術の進展を見守ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 3点目の公営住宅の活用促進についてであります。多賀地区町営住宅につきましては、令和5年4月入居の募集において、一般世帯向けで1戸、高齢・障がい者世帯向けで4戸の空き室が生じたことから、5月17日より受付期限を設けない随時募集を実施し、現在、一般世帯向けは満室となったところであります。

U・Iターン世帯の公営住宅への入居につきましては、現在、本町井手地区及び多賀地区の公営住宅の入居要件として、「申込時の3か月以前から継続して井手町内に居住し住所があること」としてありますが、子育て世代のU・

Iターン世帯からその要件緩和の要望や町営住宅等入居者選考委員会からもご意見を伺っていることから、現在、入居要件の見直しについて検討を行っているところであります。

なお、高齢者・障がい者向け居室に空きがある場合に子育て世帯に活用することにつきましては、一旦入居していただくと退去していただくことは難しく、高齢者・障がい者世帯の入居が必要となったとき入居できない状況となることから、現時点で高齢者・障がい者向けの空き居室を子育て世帯に活用することは考えておりません。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） マイナカードについてのご答弁、国の説明よりひどいなど思ったことがあります。国は、自治体がログインされて手続をされた後、ログアウトしていないからというふうに自治体の方に責任を振ってきているわけですね。今の説明だったら、利用者の方が手続の後に終了する手続を忘れたからが大半じゃないかと。今度は、今の説明だったら利用者の方の責任だということですよ。それは本当にひどい話で、やっぱり皆さん、そんな手続に慣れておられるわけじゃないですから、職員の言われたとおりにされているわけです。自分で勝手にどんどんできる人なんて非常に少ないわけですね。国は自治体のせいにする、自治体は利用者のせいにする。それでは本当にこんな制度、成り立たないですよ。

まずこれだけのミスや誤りがあるわけですから、点検するのに一旦システムを止めるということが大事だと思います。それをやらないと。今回新たな給付金、町長の説明にもありましたけど、非課税世帯の方のための給付金が早速ありますね。これ、どうやって支給するんですか。マイナカードを持っておられる方はひもづけた公金口座に入れますよ。持っていない方は以前の公金口座、何回か交付がありますから、そこに入れますよ。そうなったらばらばらですよ。マイナカードの登録した口座が、これまで使っておられた口座と違うかもしれない。また確認しないとイケない。これ、一部でもマイナカードの口座を使って支給するんですか。

次にお伺いしたいのは、健康保険証が廃止された場合、国は短期証の制度も廃止すると言っているんです。井手町でも毎年、国保の滞納者の方に短

期証を交付している例があると思います。これはどうなるんですか。短期証を廃止したら、窓口で一旦10割払わないといけないと。それをまた、法律上は利用者の方が自分は3割負担なんだから7割返還してくださいという手続はできることになっていきますよ。そうだけど、それを全部だったら、お医者さんに行って10割払わないといけなかったら、とてもお医者さんにかかれぬ。そのために日本の皆保険制度があるわけで。そんなことにつながりかねない。短期証の扱いをどうするのか。

それから、生活保護の方です。生活保護の方は、私、健康保険証も登録するからマイナポイントを全部下さいと言ったら、あなたは健康保険証はないから登録できませんと。皆さん2万ポイントもらえているのに、私、全額はもらえなかったという声もお聞きしていますが、既にそういうところで格差が生じておりますけど、生活保護の方は何の保険にも加入されていないわけですから、資格確認書というものも出せないわけですね。マイナカードを持っておられたらオンライン確認ができるようにすると国は言っていますが、持っておられない方は結局また今までどおりの医療券をもらいに行ってしまうようなことが続くのか。それさえきちんと担保されないのか。どういうことになっていきますか。

資格確認書ですけど、いろんな事情でマイナカード登録をしてない人、持ってない人はいるわけで、そういう方が紙の保険証がなくなった際に、国は資格確認書を本人の申請によって交付すると言っているんですね。しかし、わざわざ、勝手に保険証を廃止しておいて、住民の方、国民の方がそういう手続をしないと資格確認書が得られないなんていうのは、本当に大変な医療受給権の侵害だと思います。紙の保険証がもし廃止されることになれば、当然、資格確認書はカードのない方には一律に支給をするべきだと思いますが、本町ではどのような考えをされていますか。

それがマイナンバーカードについてです。

2点目、自動運転のコミュニティバス、各地で行われています。井手町の道の駅はまだ道の駅になれない状態ですから、道の駅に基づいた事業というのはできないかもしれませんが、これが全国で広がっていて、例えば別ルートが必要だとおっしゃいましたが、その自動運転のルートを確保することで、迷惑駐車や道路にはみ出して放置されているものなどを住民の方々が自ら片づけて、道路をバスが通りやすいように協力しようというような、

そういうまちづくりにもつながっているということも伺っています。これは要望ですけれども、ぜひ新しいシステムを検討、研究していただきたい。本町に合うやり方もあるはずだと思います。

3点目、公営住宅の活用ですが、Iターン、Uターンについては要望もあるし検討するという事で、それは大変ありがたいことではないかと思っています。全く縁のない方であっても、井手町に来たいということで、住んでいただきたいといって我々は宣伝しているわけですよね。それで、「でも、町営は駄目ですよ」、「空いてるじゃないんですか」という話になるわけで。じゃあ、そういう親戚縁者の人に限らず、本当に井手町に住みたいというような人のIターンであっても受け入れるというような方向でぜひ検討をしていただきたい。それは公営住宅法のいろいろな縛りはあるけれども、国も、子育て世帯に活用することは可能だと言っているわけですから、お願いしたいと思います。

高齢者用や障がい者用が空いているときにほかの世帯を入居させたら、一旦入ったら出て行けと言えないから、先ほど、難しいというお話がありましたが、それも国は考えているんですね。子育て世帯に限っては、一定の居住期間を定めて入ってもらうというやり方もいいというふうに言っています。そうすればローリングするわけですね。子育て期間が終わった人には公営から出ていただいて、また新たな方というような期限付で入居をするというようなことも、国の方でも考えているわけです。それは誰が考えても、一旦入っていただいたら出ていっていただくなんていうのは難しいというのは分かっています。最初から期限を設けて入居するというようなことも認めるといことになっていますから、もしそういう希望があれば、ずっと空きっ放しにしてストックだと言って放置しておくよりは活用してもらうという方がいいんじゃないかと思いますが、期限付入居については検討されますか。お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） マイナンバーカードの関係でご答弁申し上げます。

まず、自治体の窓口におけるマイナンバーカードとの公金受取口座の設定についてであります。国のマニュアルにおきましては、公金受取口座の登録をされるのは利用者ご本人です。自治体による手続、つまり支援とは、あ

くまでサポートであり、ご本人に代わって登録されることのないようお願いいたします。なお、例外的に、本人から求められた場合に限り、誤登録を防止するために、本人に代わって、本人に確認しながらそういう支援をしていくということは可能だと示されておりますので、本人の了承なしに、あくまで自治体が勝手に操作するということはありませんので、本町においてはマニュアルを守っており、そういったことはないということでご答弁申し上げているわけでございます。

次に、マイナンバーカードに登録された口座への振込につきましては、今後、給付金等については国の情報を入手した上で、そこに振り込むことも可能とされておりますが、確認書において本人に郵送した後にそれ以外の口座等を希望される場合には、そちらに振込も可能と聞いておりますので、そういった手続を取っていきたいと考えております。

また、生活保護の方、つまり健康保険証を持っていないから今回マイナポイントをもらえなかったというような事例は聞いてはおりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 保険証の短期証の取扱いについてであります、国の制度に基づいて運用していくところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 公営住宅の期限付の入居についてであります、期限付の入居につきましては難しいのではないのかなと考えておるところでございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今のマイナカードについての答弁で手続の話ですけども、職員が勝手にやったなど、そんなことは何も言ってないですよ。私が聞いたことと違うことを答弁しておられるんです。住民の方が利用終了後、ログアウトする手続を忘れたのが大半の理由だとおっしゃるんだったら、何のための支援に職員が入っているんですか。そのときに終了確認をやっている

すって、公金口座の場合は言っているんでしょう。だから、マイナポイントなどの場合もちゃんと最後、ログアウトしてくださいよというようなことは当然言えるわけで。だから、それはうちはないと言っておられるんだから、ちゃんとやっているんじゃないですか。

そうだけど、住民の方が手続を忘れたからそういうことがよそで起こっているとされるんだけど、たくさん税金を使って支援のための人員も設けているわけですよ。井手町だったらわざわざおうちへ行って、登録のお手伝いをしますよなんていうことまでやっているわけですよ。そういう支援の人がやっぱり本当に住民の人の利益にきちっとなるように、最後まで見届けてあげるといのが当たり前じゃないですか。今後ともそういう登録に関して不慣れな住民の皆さんについて、十分な支援ができる体制をお願いします。

健康保険証に関してですけど、短期証はなくなるわけですよ、国の法律どおりに運用するといったらね。そしたら、今まで何のために短期証を使って出していた。それは納税を促すためにお願いしてましたと。そうけども、医療を受ける権利まで侵害するようなことはできないので、短期証を発行していたんですよ。国は直近の答弁では、一旦10割払ってもらうというのはしなくても、その人が3割負担か1割負担か確認をして、自己負担だけで医療が受けられるようにするとちゃんと国会答弁で言いましたので、それを短期証がなくても保障できるようなことをきちんと自治体の方でもやってもらわないといけない。

資格確認書の件ですけども、国保の更新であれば、滞納のない方には自動的に国保証を今送付しているわけですね。今度どうなるんですかと。マイナカードがない人、資格確認書を申請してもらわないと、井手町は出せないんですか。それは、その時点でカードのない方、保険証がなくなってしまう方には、申請があろうがなかろうが一律でまず1年間有効な資格確認書、国は出せると言っているんだから、そうやって無保険状態の方が出ないようにするのは当然だと思いますけども、もう一度確認したいと思います。資格確認書が必要な方には一律に、その際に交付すると、条件を設けないということをお願いしたいと思いますが、どうですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまのご質問でございますが、保険証につきましては国の制度に基づいて井手町の方で運用していくところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 8番、岡田久雄でございます。

事前に通告しております次の3点について、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、頻発化する自然災害や地震災害への備えについて質問をいたします。

近年、地球温暖化に伴う気候変動によって、各地で自然災害が頻発化・激甚化しています。また近い将来、その発生の切迫性が指摘されている大規模地震には南海トラフ地震や首都直下地震などがあり、より広範囲での被害が危惧されています。

そのため、被害を最小限に抑えるためにも、自治体は予測される被害を想定して、できる限りの備えをしておくことが必要不可欠だと考えます。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①コロナ禍で中止となっていた本町の防災訓練の再開について、今後は基本的感染症対策も踏まえながら、より実践的な防災訓練の実施が必要だと思いますが、本町の考えをお聞きいたします。

②災害時の避難所開設について、ペット同伴の避難者への対応や、聴覚障がい等や高齢で会話が困難な方や外国の方など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方たちがイラストや文字を指さすことで意思疎通を円滑にする「災害時コミュニケーション支援ボード」の設置も必要だと思いますが、本町の考えをお聞きします。

③避難所開設時の初動体制強化のため、誰でも避難所の開設ができるように、まず初めにやるべき任務を記載した「手順書」と、災害に最低限必要な資材を収納した「ファーストミッションボックス」を指定避難所に配備する自治体が増えてきていますが、本町における導入の考えについてお聞きいたします。

④災害発生時、行政自らも被災し資源が制約を受ける場合でも、一定の業務を行うことができるよう、「業務継続計画（BCP）」を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要です。本町における業務継続計画の策定状況についてお聞きいたします。

⑤もしものときに備え、「我が家の防災手帳」や「我が町の防災ハンドブック」を作成し、全戸配布している自治体が増えてきています。また、住民から安否確認のために、「我が家は無事です」と玄関・ドアなどに貼って周囲に知らせるステッカー等を配布してほしいとの要望も聞きますが、本町の考えをお聞きいたします。

⑥近隣の自治体では、避難所となる体育館に空調整備がされています。避難者の安心・安全につながる快適な環境づくりのためにも、本町における今後の体育館への空調整備の考えについてお聞きいたします。

次に、熱中症を予防するための取組について質問をいたします。

気候変動の影響を受け、国内での熱中症による死亡者数は年々増加傾向が続き、近年では年間1,000人を超える年もあるなど、他の自然災害による死者数をはるかに上回る状況となっています。また、消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっていることで、今後地球温暖化が今以上に進行すると、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。

そのため、本町においても、熱中症を予防するための取組をさらに強化する必要があると考えます。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。地域住民の生命を守るため、熱中症対策マニュアル等の作成やWBGT（暑さ指数）の認知度向上、また、「体感温度の見える化」による行動変容など、熱中症予防につながるための情報発信も必要だと思いますが、本町の考えをお聞きいたします。

②熱中症弱者になりやすい高齢者に対し、効果的な熱中症予防を行うためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があると思えます。本町ではどのような取組を進めておられるのかお聞きします。

③気温が上昇した際、いざ電源を入れても動かない、冷房が効かないなど、

エアコンのトラブルが高齢者の命に関わる危険性もあります。夏を迎える前に早めにエアコンの整備や点検を呼びかけ、積極的な推奨も必要と思いますが、本町の考えをお聞きします。

④電気料金の高騰の影響で、電気代を節約するためにエアコンの使用を控え、暑さを我慢するというケースも考えられるため、低所得者や高齢者世帯、生活困窮者世帯に対して適切な支援が必要だと思いますが、本町独自の支援を実施する考えはないかお聞きします。

⑤子どもの熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。保育園、小・中学校において冷水機設置の考えは。また、法改正に伴い、現行の「熱中症警戒アラート」より1段上の「熱中症特別警戒情報」が新設されることとなりますが、国が「特別警戒情報」を発令した場合、今後どのように対応していくのかお聞きをいたします。

次に、通学路や公園等への防犯カメラの設置について質問をいたします。

取り付けることで監視の目となる防犯カメラは、犯罪の抑止効果が高いだけでなく、容疑者を検挙する場合の重要な手がかりにもなることから、地域の防犯対策にとっては非常に効果的なツールだと考えられます。最近では、通学路や公園、商店街などへの設置のほか、町内会や防犯グループ等の地域団体向けに設置費用の助成制度を実施する自治体や、防犯カメラを搭載した自動販売機を公園などに設置する自治体もあります。自動販売機の例では、設置業者が初期費用や管理を負担し、行政の財政負担を抑えられる利点があり、導入が広がり始めています。

そこで、次のことについて質問します。

①現在何台の防犯カメラが、町内の主にどのような場所に設置されているのか。

②本町においても、車上荒らしや空き巣の犯罪が報告されております。地域住民からの強い要望に加え、子どもの安心・安全の観点からも、主要道路や通学路、公園等への防犯カメラの設置が必要だと思いますが、本町の考えをお聞きします。

また、新庁舎や新山吹ふれあいセンター、地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」等への防犯カメラの設置について、本町の考えをお聞きいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の頻発化する自然災害や地震災害への備えについてであります。一つ目のより実践的な防災訓練の実施につきましては、ここ3年間、新型コロナウイルス感染症防止の観点から防災訓練を中止してきたところでありますが、本年5月8日から新型コロナウイルスについては感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されたこともあり、適切な感染症対策を取りながら新庁舎を新たな防災拠点として、災害対策室や防災広場、マンホールトイレなどの防災機能を活用しながら、自主防災組織、消防団、町とが連携し、より実践に近い防災訓練を実施してまいりたいと考えております。

二つ目の避難所開設時における「災害時コミュニケーション支援ボード」の設置につきましては、これまでの間、本町において避難所を開設した際には、当該ボードの必要はありませんでしたが、避難者への支援を行うツールとして、先進的な自治体の事例などを確認しながら検討してまいりたいと考えております。

三つ目の避難所開設時の「手順書」と「ファーストミッションボックス」を指定避難所に配備する考えにつきましては、まず主に避難所として開設する井手小学校、玉川保育園、自然休養村管理センター、多賀小学校の4施設については「手順書」を用意しており、当該手順書をはじめ、筆記用具、懐中電灯、特設公衆電話機など約20品目の資材をケースに収納し、避難所に持ち込んでおります。

なお、「ファーストミッションボックス」については、配置場所や資材の更新・紛失などの課題について検討する必要があると考えております。

四つ目の業務継続計画の策定状況につきましては、平成28年4月に当該計画を策定しております。

なお、災害が発生した際に、指揮命令系統の総指揮を行う場所を現在の役場としていることから、本年7月の役場移転に伴い、改めて計画の内容について精査し、必要な修正を行うこととしておりまして、今後も、災害発生時に、特に優先度の高い業務等に支障が出ないように取り組んでまいりたいと考えております。

五つ目の防災手帳等及び安否確認のステッカー等の配布についての考え方につきましては、これまで取り組んでまいりましたマイ防災マップやハザードマップに防災手帳等に記載する主な情報や機能等を盛り込んでおまして、手帳やハンドブックについては今後検討してまいりたいと考えております。

また、安否確認のステッカー等につきましては、実際に活用した事例も参考にしながら、まずその有効性を確認してまいりたいと考えております。

六つ目の避難所となる体育館への空調設備の考え方につきましては、いずれの体育館についても空間の広さからかなり大規模な空調設備となり、多額の設置費用や維持管理費等が見込まれることから、限られた財源の中で他の教育や福祉等の施策との優先順位を見極めながら判断してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の通学路や公園等への防犯カメラの設置についてであります。一つ目の現在何台のカメラが町内の主にどういった場所に設置されているのかにつきましては、まず町内の防犯カメラの設置台数については計26台でありまして、主な設置箇所につきましては、駅、保育園、小・中学校、道路上などに設置しております。

二つ目の主要道路や通学路、公園等への防犯カメラの設置についての町の考え方につきましては、これまでから防犯カメラの設置箇所につきましては、犯罪抑止はもちろん、万が一、事件等が発生した場合の証拠となるよう、田辺警察署と協議しながら効果的な場所に設置しておまして、まず園児の通園や児童・生徒の通学路を中心に個人のプライバシーも考慮しながら、必要最小限の箇所に順次設置してきております。また昨年度には、犯罪等に使用された車両などの通過経路等が追跡できるようにと田辺警察署から設置箇所の提案があり、現地を確認しながら町内の主要幹線道路である府道上狛城陽線等に4台設置してきたところであり、今年度初めにも、引き続き効果的な防犯カメラの設置箇所について提案していただくよう伝えているところであります。

三つ目の新庁舎や新山吹ふれあいセンター、地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」等への防犯カメラの設置についての本町の考え方につきましては、まず新庁舎につきましては各フロアのロビーなどに14か所、図書館を含む新山吹ふれあいセンターに7か所、地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」に1か所設置しております。

恐れ入ります。先ほど答弁させていただきました件、一つ目の内容で、コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類にということで、2類相当が抜けておりました。誠に申し訳ございません。よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 2点目の熱中症を予防するための取組についてであります。一つ目の熱中症予防につながるための情報発信及び三つ目のエアコンの整備や点検の呼びかけにつきましては、従前から「広報いで」等において、熱中症と思われる症状の具体例や症状発症後の対応、また、手当の判断に迷う場合の救急への連絡等、症状の出現からその対応や予防等についての記事を掲載するなどの情報発信に努めてきたところであります。熱中症対策として、熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際の予防の行動や準備についての情報発信も重要と認識しております。

議員のご質問の中にありました「暑さ指数」は、熱中症予防行動を取っていただくための「熱中症警戒アラート」の発出基準とされている指数であり、また、屋内におけるエアコンの利用環境の確保も重要な予防対策であることから、日頃から「暑さ指数」や「熱中症警戒アラート」に留意していただくことや、夏場を迎える前のエアコンの整備や点検についても、「広報いで」やホームページ等において積極的に広報してまいりたいと考えております。

二つ目の高齢者に対する熱中症予防の取組につきましては、地域包括支援センターでは、職員が高齢者の方を訪問する際には熱中症にならないように注意喚起を行っており、また、保健センターでは保健師が地域のミニサロンなどに出向いた際には、熱中症予防の話を行うなど、介護部門と地域保健部門が一体となった予防活動の対応を行っており、引き続きこれらの取組を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) 四つ目の電気料金の高騰に対する独自支援につきましては、電気料金をはじめとする物価等の高騰の影響を受けている住民や事業者の負担軽減を図るため、令和5年度一般会計当初予算において、商工会が発行するプレミアム付き商品券のプレミアム率を前年度に引き続き3

割に引き上げることに加え、発行部数の拡充を継続するとともに、給食費への支援や肥料高騰への支援を本町の独自施策として、全て一般財源を充当し、実施しているところであります。

また、この6月議会の一般会計補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯への1世帯当たり3万円の給付金を支給するとともに、水道と下水道料金の基本使用料と水道メーター使用料6か月分の全額減免、及び介護・障がい福祉サービス事業所に対し安定的なサービス提供体制の確保を図るための支援給付金をそれぞれ予算計上しており、引き続き電気料金を含む物価高騰の影響を受けている住民や事業者を幅広く支援していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 五つ目の保育園、小・中学校への冷水機の設置につきましては、これまでから熱中症対策としまして、園・学校に設置、更新している空調設備を活用するとともに、3歳以上の園児及び児童・生徒については、水筒を持参し、適宜、水分補給するように指導し、保育園の低年齢児については、毎朝お茶を沸かして必要な水分補給を行う等の対応をしていることから、冷水機の設置については考えておりません。

また、法改正による今後の対応につきましては、国や京都府から出される通知等を十分確認した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

8番(岡田久雄) 1点確認したいと思っておりますけれども、自然災害や地震災害の備えについてのところですが、ペット同伴の方が避難所に来られた場合の対応をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

あとは要望になるんですけれども、昨年7月のときに、私の近くにお住まいの方から、年金生活者の高齢者の独り暮らしの方がエアコンが壊れて大変困っておられるようなので、一度訪問して様子を見てくれないかという依頼がございました。お宅に寄せてもらおうと80代の方で、3日ほど前からエアコンが動かなくなって、扇風機とぬれタオルで暑さをしのいでいるということでございましたけれども、夜も日中も暑くて寝られなく、食欲もだんだん

なくなり体もしんどくなってきたということで、よくよく聞いたら、年金が入ったらエアコンを買い換えようと思っているということでしたが、年金が入るまでまだまだ日があったので、このままほっておいたら命に関わると思い病院に連れていったんですけれども、熱中症ということで緊急入院となり、約2か月ほど入院されていたんです。

この方は介護保険の認定も受けておられる、独り暮らしで地域のつながりも薄く、本当に大事に至らなくてよかったなというふうに今思っております。現在では介護認定も受けられるようになって、デイサービスや訪問介護の方が来ていただいて大変世話になっていて、行政の方に大変感謝されておられます。このような方がまだまだおられるというふうに思いますので、本格的な夏を迎えますので、ぜひとも行政や介護関係、地域保健部門や民生委員の方としっかりと連携を取っていただいて、高齢者のさらなる熱中症予防をしっかりとやっていただきたいなというふうに要望をさせていただきます、私の質問を終わらせていただきます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどのペット同伴の避難でございますけれども、実は以前にも避難所を開設したときにそういう例もございまして、ペットの場合は、もちろん状況によりますけれども、例えばケージなりを用意してもらったらそこに入れていただいて、同じ部屋に入れてもらえるんだっいたらいてもらえるし、ほかにもたくさんおられて、鳴き声が迷惑になるということであれば若干違うロビーにいてもらったなどというようなことがございますので、その状況にもよりますけれども、一応ペット同伴も可能であります。

白坂テクノパークでもそういう流通業者もございまして、必要に応じてそういうケージなども支援していただけるということも考えておりますので、今後ケースケースによって対応はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

小割直彦議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） 2番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問させていただきます。

質問ですけれども、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化についてというところです。

令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。

最近では、自動車との事故のみならず、自転車同士の衝突による死亡事故も発生しており、高齢者や幼児・児童に限らず、全ての自転車利用者の方がヘルメットさえ着用していれば、重大な死傷事故を防げたと思われる事案は増えるばかりです。全国統計によると、自転車乗車中の事故による死亡者の約6割は頭部外傷が致命傷の原因となり、着用しない場合の致死率は着用時の約2倍になるとのことで、ヘルメットを着用することが自転車の交通安全につながります。

このような現状を踏まえ、一般社団法人京都府交通安全協会では、府内にお住まいの方で令和5年6月末までの期間にヘルメットを購入し、協会宛てに申請した方を対象に、申請者1人につき1件当たり2,000円の補助金を、補助件数として110件分支給する事業を行っています。

なお、自転車の乗車用ヘルメットの着用は、これまでは13歳未満の子どもを対象としていましたが、今回の改正道路交通法によって、「自転車に乗る全年齢」が対象となりました。そのため、町内で自転車を利用されている一人でも多くの方々の安心・安全を守り、その命を守るためにも、町として自転車用ヘルメットの着用を推進することは大変重要なことだと強く感じております。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①本町では今後自転車用ヘルメットの着用推進にどのように取り組んでいくのか。

②府内の中学校では自転車通学が認められているところもあるが、本町においてもヘルメット着用等の条件付によって、任意で自転車通学は可能にならないものか。

③今全国で自転車用ヘルメットの着用を推進しようと、自治体が購入費用の一部を助成するなどの動きが広がっています。本町においても、協会の補助事業を拡充するなど、住民の方々のヘルメットの購入に係る費用の一部を補助できないものか。

以上、質問させていただきます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 小割議員のご質問にお答えいたします。

自転車の乗車用ヘルメット着用の努力義務化についてであります。一つ目の本町において、今後自転車用ヘルメットの着用推進の取組につきましては、令和5年4月1日から自転車用ヘルメットの着用が努力義務とされたことから、本町交通対策協議会にて5月11日と19日の2日間、春の全国交通安全運動に合わせて街頭啓発を実施する中で、玉水駅前及び山城多賀駅前において、通勤、通学者などをはじめ、通行される方々に対して、自転車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守について記載されたビラを配布してきたところであります。

今後、交通安全週間の機会を通して、自転車用ヘルメットの着用をはじめ、歩行者や自動車などの交通事故防止についての啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の自転車用ヘルメットの購入に係る費用の一部を補助できないかにつきましては、当該補助制度の導入により着用率の向上がどの程度見込めるのかなどを見極めながら、検討していく必要があると考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 二つ目の中学生の自転車通学につきましては、現在、中学校では徒歩通学を基本とし、多賀小学校区の生徒は電車を利用しての通学、田村新田地区の生徒は保護者送迎による通学としておりまして、安全に登下校ができていることから、中学生の自転車通学については考えておりません。

なお、多賀小学校区の生徒には定期代を、田村新田区の生徒には送迎費用をそれぞれ全額補助しております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） ありがとうございます。質問ではございませんが、要望ですけれども、最近、京田辺市の自転車専用道路で自転車同士の衝突事故がございまして、その相手方の男性がヘルメットをかぶっておられませんでした。その方は死亡されまして、自転車専用道路でさえそういうようなことが起こり得るといふ事例がありましたし、今ヘルメットと言ってもすごくファッション性のあるようなヘルメットもありまして、2,000円前後など、高額の商品もありますけれども、そういう意味で昔よりは抵抗なくヘルメットがかぶれる時代になったのかなと思っておりますので、一人でも多くの着用を推進していけたらなと思います。

それと、井手町の住宅街の狭い道路、見通しの利かないところもございまして、一寸先は闇といいますか、かぶっていれば入院しなくてもよかったですというようにあるとは思いますが、その点またよろしくお願ひします。

それと、多賀地区の小学校の管内の方の電車通学といいますかということ、私もたまに多賀方面に2人、3人ぐらいで帰っている生徒を見ることがございます。それは、電車の時間的な都合、それから急ぎの都合というようなことも考えられるとも思いますし、それと、府内の公立中学で169校ほどあるんですけれども、そのうち55校が自転車通学を認めております。3分の1ほどの自転車通学が認められているということでもありますし、井手町は山もあり谷もありというようにあるところなんですけれども、時間を有効利用するため、それと、通学電車賃を削減等もできるかと思っておりますので、ぜひこの辺も進めていただけたらと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 5番、脇本尚憲です。私の方から、通告に基づきまして、大きく2点質問をさせていただきます。

大きく1点目、「人工知能（AI）」の活用について。

最近、テレビのニュースや新聞記事などで、「人口知能（AI）」の話題を

目にすることが多くなってきております。「人工知能（A I）」の歴史は、1956年（昭和31年）にアメリカの科学者が、人間のように考える機械のことを「人工知能（A I）」と呼んだのが始まりと言われていますが、その後、様々な研究・開発を経て、現在では気づかないうちに私たちの周りにはスマートフォンにプログラムされている画像・音声認識や、自動車などの自動運転、お掃除ロボットなど、「A I 技術」を搭載したものがあふれています。

そのような中で、最近特に注目されているものに、対話型の「人工知能（A I）」である「チャットG P T」があります。

「チャットG P T」とは、高度な「A I 技術」によって質問を入力することで、まるで人間のような自然な文章が生成できる「チャットサービス」のことで、インターネット上にある膨大な情報から学習し、複雑な表現も理解できるのが特徴です。無料での使用が可能なことから、今年1月時点で全世界に約1億人のユーザーがいると報道されています。

そして、住民サービスの向上や業務の効率化に役立てるため、この対話型「人工知能（A I）」の活用を模索する動きが全国の自治体で進んでいます。

しかし、急速な普及の一方で、質問に対する回答の正確性や偽情報の拡散、著作権の侵害や個人情報の流出など、まだまだ課題が指摘されていることから、その導入に対して慎重な自治体や、試験的に導入を行うことで、その効果を検証している自治体もあるようです。

そこで質問します。

①本町の役場業務の中で、今後、「人工知能（A I）」が活用できるような業務はあるのか。

②学校教育の分野での活用方法の検討状況は。

③「チャットG P T」の導入について本町の考えは。

大きく2番、山城多賀駅前商業施設の開業。

山城多賀駅前の商業施設の誘致については、地元住民の悲願であり、多くの方が関心を持っておられることから、過去の一般質問でも度々質問がされています。

過去の答弁では、事業者から令和6年春頃に建設工事を完了し、開業できるような計画を進める予定と聞いており、町としても多くの住民が利用しやすい山城多賀駅前に商業施設を一日も早く開業できるよう取り組むとの回答がありました。

その後、商業施設の南側の出入口となる町道2号線の拡幅工事や接続する上下水道の整備が行われる中、迂回路が設定されるなど、住民の方にも見える形で、町としても積極的に協力しながら商業施設の開業に向けて着々と準備が進んでいるように見受けられます。

しかし、工事が進んでくると、次に住民の方が気になってくるのは、商業施設のテナントなどの出店内容です。

そこで質問します。

①商業施設の具体的な開業時期は。

②スーパー以外に施設に入るテナントの数や業種、出店企業名は。

③買物以外に住民の方の利便性向上につながる施設の利用方法や利用可能なサービスなどの予定は。

④商業施設の従業員を地元住民から雇用する予定の有無とその規模は。

お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「人工知能（A I）」の活用であります。一つ目の「人工知能（A I）」が活用できるような業務につきましては、自治体におけるA I導入の先行事例では、24時間問合せに対応する総合案内サービスやごみ出しに関する自動電話音声対応、また、会議等におけるリアルタイム議事録の作成など、それぞれの自治体における業務課題に対応した取組が実施されているところでもあります。

A Iの導入に当たっては、住民サービスの維持・向上や職員の業務負担を軽減するための課題と解決策に対し、A Iの導入の有効性や費用対効果について検討するとともに、その検討体制の構築も必要となることから、本町における現在の業務課題等を整理するとともに、京都府や近隣市町村の取組状況も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

三つ目の「チャットG P T」の導入についての本町の考えにつきましては、現在、一部の自治体で文章の作成や要約などの業務に試験的に導入されているところではありますが、「チャットG P T」のような生成A Iについては、個人情報不正取得や偽情報などによるリスクが懸念されることから、先日、

政府から発表された「新しい資本主義実行計画」の改定案においても、生成 A I の活用促進と併せて、これらのリスクに対する規制の両面から検討を進める旨が明記されたことから、今後の国における検討状況を注視していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 二つ目の学校教育の分野での活用方法の検討状況につきましては、A I を活用することで児童・生徒の学習履歴を的確に把握することにより、授業準備を効率的に行うことができることや、児童・生徒の学習定着度に応じた指導を行うことができること、また、教職員の負担軽減につながるなどから、本町では現在、テストの解答データの分析やデジタルドリルの活用を始めております。

一方、A I を活用することで児童・生徒の物事を解決する方法を自ら考える力や、授業の分からない部分を理解しようとする力が育ちにくいことなどが指摘されております。

今後も、国や京都府の動向を注視しながら、これまでの実践と A I を最適に組み合わせ、教育の質のさらなる向上につなげていけるよう研究を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の山城多賀駅前商業施設の開業についてであります。それぞれの質問内容について、今回の開発事業者である株式会社さとうに確認いたしましたところ、一つ目の商業施設の具体的な開業時期につきましては、来年夏頃の開業予定として、順次整備が進められております。

二つ目の施設に入るテナントの数や業種、出店企業名につきましては、株式会社さとうのスーパーマーケットである「フレッシュバザール」のほか、ドラッグストアの「キリン堂」、100円均一ショップの「ダイソー」などが予定されており、その他数店舗のテナントについて、現在調整中とのことであります。

三つ目の買物以外に住民の方の利便性向上につながる施設の利用方法や利用可能なサービスなどの予定につきましては、まちづくりや地域コミュニテ

ィへの支援など、地域貢献についても積極的に取り組むとされており、今後具体的な内容につきましては、関係機関と調整していくとの意向であります。

四つ目の商業施設の従業員を地元住民から雇用する予定の有無とその規模につきましては、スーパーマーケット及び各テナントにおいては、基本的に地元雇用を考えており、採用規模については一部テナント内容が未確定であるため明確な数値は言えないが、100名を超える地元雇用を計画しているとのことであります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 要望としてお伝えさせていただきます。

人工知能や「チャットGPT」の導入につきましては新しい技術であり、様々なリスクを精査した上で、業務の効率化や住民の方の利便性の向上の観点からも、ぜひ検討して進めていただければと思います。

駅前商業施設につきましては、住民の方の買物支援だけでなく、この開業というのは交流の場所であったり、駐車場の利活用による住民の方の利便性の向上、雇用の創出など、本町の抱えている人口減少問題、まちづくりにも欠かせない一つのツールだと私も考えておりますので、開業後も関わりを持っていただくことで駅前スペースの開発にもつながっていくと思いますので、引き続きの支援を要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 3番、田中保美です。それでは、私の方から、通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」についてであります。

本町の教育要覧中、「社会教育推進の重点」を見ておりますと、推進方策9に、「家庭教育を全ての教育の出発点と位置づけ、次代を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するため、学習・交流の機会の充実を図るなど、家庭の教育力の向上に努める」との重点目標があり、その目標達成に向けて、「乳幼児

から本に親しめるよう、家庭における読み聞かせを通じた家庭の教育力向上の支援を行う」との記載があります。

そして、事業や取組の中には、「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」に基づき、子どもたちが小さな頃から本に親しむ感性を育て、本との自発的な関わりを促すために、「図書館における読み聞かせ事業の計画と実施」や、読み聞かせ事業の質的向上を図り、あわせて、ボランティアの意欲を喚起するために、「読み聞かせに関する図書館ボランティア養成事業」が挙げられています。

これまではコロナ禍で思うように交流・連携ができませんでしたが、コロナ禍後となるこれからは、子どもたちとどのように交流・連携等を行いながら、第3次となる「井手町子どもの読書活動推進計画」を実践されていられるのかをお尋ねいたします。

そこで、次のことについて質問します。

①「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」の主な取組はどのようなものか。

②これまで取り組まれてきた計画の成果はどのようなものか。

③新山吹ふれあいセンターに移転する図書館において、子ども読書活動を推進するための今後の取組はどのようなものか。

また、新図書館の特徴（セールスポイント）はどのようなものか。

そして、2点目ではありますが、井手町放課後児童クラブについてであります。

同じく、「社会教育推進の重点」の推進方策10に、「次世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを重要な課題と捉え、学校・家庭・地域社会が連携・協働し、青少年の健全育成の総合的な取組を推進する」とあります。

そして、事業や取組の中には、「井手町放課後児童クラブの開設」とあり、「保護者が労働等により昼間不在となる子どもに居場所を提供し、児童の安全と心身の健全な育成を図る」と明記されています。

これからのコロナ禍後にあって、井手町放課後児童クラブをどのように運営・推進していかれるのかをお尋ねいたします。

そこで、次のことについて質問します。

①井手町放課後児童クラブは、現在、各小学校何人の子どもが利用し、学

年ごとの利用人数はどのようになっているのか。また、支援員の人数と支援員に対する研修等はどのようになっているのか。

②井手町放課後児童クラブの事業や取組の現状はどのようになっているのか。

③井手町放課後児童クラブの事業や取組を、今後、安心・安全な運営のため、どのような取組を進めていかれるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」についてですが、一つ目の「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」の主な取組につきましては、「井手町子どもの読書活動推進計画～第2次～」の主な内容を維持・継続させていくものでありまして、その目標に向かって家庭・地域・保育園・小・中学校・図書館それぞれで取組を進めております。

具体的には、家庭での読み聞かせの促進、子どもが集まる町内施設への読書文庫整備、保育園での絵本を使った取組の充実、学校図書館の利活用と来館の促進、町図書館が実施している絵本の贈呈事業の参加率の向上などがあります。

二つ目のこれまで取り組まれてきた計画の成果につきましては、「井手町子どもの読書推進計画～第2次～」の成果として、町内の読書環境の充実が挙げられます。

絵本の贈呈事業などによる家庭への読書機会の提供や、保育園でははげみ表を介した呼びかけ、絵本を使った様々な取組により、乳幼児、保育園児が絵本に触れる機会を増やすことができたと考えております。

また、学校図書館においても、町図書館が派遣する学校司書と連携し、図書館を使った調べる学習コンクールのサポートや読書週間におけるイベントなどを実施することにより、小・中学生の読書機会を増やすことができおり、第3次計画ではさらに子どもたちがより読書に親しめるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の新山吹ふれあいセンターに移転する図書館において、子どもの読

書活動を推進するための今後の取組と新図書館の特徴につきましては、一般書と児童書のエリアが渡り廊下を挟んで南側と北側に配置していることから、静かな空間とにぎわいのある空間が分離されるため、今までほかの利用者に配慮して実施していなかった参加型のおはなし会や、簡単な楽器の演奏会などの実施も可能となります。また、ふれあいセンターの3階部分は広いテラスとなっており、事故がないように十分な配慮は必要ですが、晴天の日には屋外での読み聞かせや子ども向けの企画など、大人も子どもも楽しめる事業が実施できるのではと考えております。

これまでの取組を継続しつつ、子どもたちの興味を引く、たくさんの本に触れ合えるような事業を展開していきたいと考えており、新しい山吹ふれあいセンター、図書館を十分に活用してまいりたいと考えております。

2点目の井手町放課後児童クラブについてであります。一つ目の放課後児童クラブの現在の各小学校の利用人数につきましては、6月1日時点で、井手小クラブ40名、多賀小クラブ16名であります。学年ごとの利用人数につきましては、井手小クラブ1年生11名、2年生14名、3年生9名、4年生5名、5年生1名であります。多賀小クラブ1年生5名、2年生3名、3年生2名、4年生3名、5年生3名であります。

支援員の人数につきましては11名、ほかに補助員7名で運営しております。

支援員に対する研修等につきましては、京都府保育協会が実施する放課後児童指導員研修を、教員免許所持など受験要件を満たす補助員に対し受講するよう案内をしております。昨年度は2名の補助員が受講しており、支援員の確保に努めているところであります。

それ以外に、昨年度は指導員のスキルアップを目指し、京都府主催の巡回研修を京田辺市と合同で実施しております。

また、研修ではありませんが、指導員、小学校の教員、担当職員で毎月指導員会議を実施し、児童クラブでの子どもの様子などを共有し、児童への接し方など教員から専門的なアドバイスを受け、運営に生かしているところであります。

2点目の放課後児童クラブの事業や取組の状況はどのようになっているのかにつきましては、コロナ禍で3密を避けるなど、制限を受ける中での運営でありましたが、指導員が中心となり、制限を受ける中でも安全かつ楽しく

過ごせるよう工夫してまいりました。長期休暇のときは、1日の流れを指導員全員で確認し、運営に当たりました。また、長い一日を退屈せずにという思いから、工作等も企画いたしました。現在は制限が解除されたことから、コロナ禍以前の運営に戻っております。

3点目の今後、安心・安全な運営のため、どのような取組を進めていくのかにつきましては、新型コロナウイルスが感染法上季節性インフルエンザと同様の5類に移行したことにより様々な制限が解除となりましたが、これまで同様、感染症には十分気をつけるよう、おもちゃなどの共有するものについての消毒を行うとともに、手洗いなどの重要性を指導員も子どもたちも認識し、運営に当たりたいと考えております。

雷注意報や熱中症警戒アラートの発表など、気象の変化についても情報収集を行い、外遊びを控えるなどの対応をしているところであります。これからは特に熱中症への警戒が必要であり、熱中症計や水分補給のための飲み物などの配備をし、対応してまいりたいと考えております。

また、昨年度に実施した不審者侵入の訓練で、子どもたちをどのように守るのか、指導員としてどのように対処すべきかを確認し、日頃から様々なことを意識するきっかけとなったことから、これからも災害時の対応の訓練などを計画的に行い、安心・安全な運営に努めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 今質問に対する回答をお聞きして、一つ目の井手町子ども読書活動推進計画については、これからも子どもたちが本に親しめる環境づくりをさらに推進してくださることをお願い申し上げます。

二つ目の井手町放課後児童クラブについては、これも、これからも子どもたちの安心・安全な居場所づくりをぜひともお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 私の方からは、事前通告に従いまして、大きく二つの点について質問をしたいと思います。

「まちなかベンチ」について。

「人生100年時代」と言われている今、2035年には国民の3人に1人が高齢者の時代を迎えるとも言われています。

内閣府においても、高齢者の地域での不便な点とされる日常の買物・病院への通院・公共交通機関等を地域が一体となって生活しやすい環境に整備することが課題であると報告書がまとめられています。

また、「閉じこもり症候群」のように、高齢者の外出頻度の低下によって、廃用症候群を発症させて寝たきりになる事象が問題となっており、今後の本町のまちづくりを考える上で、高齢者が安心して外出できる環境整備が重要であると思います。

そのため、町の中に休憩ができる椅子「まちなかベンチ」を設置することで、町内を歩行移動する方に対する休憩スペースを設けて、高齢者や小さな子ども連れの方をはじめ、目的地までの体力に不安のある方などが安心して外出できるような取組も必要だと考えます。

そこで質問です。

①日常の買物については、令和6年に山城多賀駅前に商業施設が開業すれば、その施設を町内の多くの方々が利用されるようになると思いますが、工事の進捗状況と開業に向けた今後の予定はどのようになっていますか。

②病院への通院については、現在社会福祉協議会で試験運行を実施している「IDECA（イデカ）」を活用できると思いますが、現在のところ何人の方が利用者登録をされており、その利用されている方々の意見や感想などが分かれば、把握されている範囲でお聞かせください。

また、商業施設開業後は、「IDECA（イデカ）」を利用することは可能でしょうか。

③今現在、町が管理する施設や公園には、何か所、何台のベンチが設置されていますか。また、歩道にベンチは設置されていますか。

④これからの季節、少し表に出ただけでも暑く生活しづらくなりますが、町の中の道や公共施設にベンチがあるだけで、買物帰りに「少し疲れた」と思ったときでも一息つくことができます。また、何人かが集まれば、そこに小さなコミュニティもでき、会話が弾んだり新しい出会いが生まれたりと、大変よいことだと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

大きく2点目、町内会・隣組について。

全国的に、町内会への加入を断る人が増加するなど、その会員の成り手不足が問題となっています。

一方で、ごみ収集や住民避難支援などで、行政側が町内会へ協力を求めるケースは増加してきています。

町内会の加入率が全国的に低下し、もはや加入が当たり前であった時代は去り、長年続いた共助の仕組みが機能しにくくなってきています。

以前は、若年層の非加入が問題視されていましたが、近年では高齢化などを理由に退会をされるケースが目立ってきているとも言われています。自治体によっては、「町内会に加入しないとごみも収集してもらえない」というようなところもあるようです。

そこで質問です。

①現在、本町で町内会や隣組に入っておられない世帯は何世帯ありますか。

②町内会への加入の有無について、それぞれのメリット・デメリットはどのようなことが考えられますか。

③過去の一般質問でも取り上げましたが、区長や隣組の組長などの役員の方には区費や共同募金の依頼など多くの役割があり、また、役員でなくても、公園の掃除などの当番も回ってくることから、それらを免れるために町内会に加入されない方や脱退される方も増えてきています。

限られた予算と職員数で今以上の住民サービスを行うことはとても難しいことだとは思いますが、町として前向きに、外部委託等を検討される考えはありますか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の「まちなかベンチ」についてであります。一つ目の山城多賀駅前商業施設の工事の進捗状況と開業に向けた今後の予定につきましては、現在、商業施設内の造成に向けた地盤改良工事が行われており、今月中旬頃から盛土造成工事を実施し、その後、店舗の建設工事に着手され、来年夏頃の開業に向け、順次工事や開業の準備に取り組んでいくと伺っております。

また、本町といたしましても、商業施設の南側の町道2号線について、店

舗建設工事の着手までに拡幅工事が完了できるよう、現在工事を進めているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 二つ目の「IDECA(イデカ)」の活用につきましては、実施主体である社会福祉協議会から、利用登録者数は令和5年6月1日時点で87名、運用開始後の5月末までの2か月間の利用者の実人員は15名で、利用回数は往復利用27回、片道利用9回の合計36回と聞いております。

現時点の活用状況といたしましては、登録はされていても利用されている方はまだ少ない状況であります。

利用された方からは、「自宅まで車が来てもらえるのはありがたい」、「これまで車で送ってもらう人に気を遣っていたが気軽に利用できる」、「行きだけ利用し、帰りは運動のため歩いて帰っている」等の感想があったと社会福祉協議会から聞いております。

また、商業施設開業後の「IDECA(イデカ)」の利用につきましては、買物等での利用も可能であります。商業施設は来年夏頃の開業予定と伺っており、次年度以降の運行につきましては、本年度の実証運行の結果を踏まえて検討されると伺っております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 三つ目の町が管理する施設や公園、歩道のベンチ設置状況につきましては、町が管理する施設では、玉水駅自由通路や山城多賀駅ロータリーの広い歩道部など5か所に計12台設置しているほか、町内の公園・緑地23か所に合計で88台のベンチを設置しております。

四つ目の町の中の道や公共施設へのベンチ設置についての町の考えにつきましては、町が管理するほかの道路においては、歩道幅員が狭く、ベンチを設置すれば通行の支障になることが想定されることから、設置は困難であると考えており、公共施設へのベンチ設置につきましては、現在町内の公園などに設置しているベンチを憩いの場などに活用していただければと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の町内会・隣組についてであります。一つ目の今現在、本町で町内会や隣組に入っておられない世帯は何世帯あるのか、及び二つ目の町内会への加入の有無とそれぞれのメリット・デメリットにつきましては、町内会、いわゆる区における活動や運営については、それぞれの区にて自主的に取り組まれていることから、本町では広報配布の各戸配布世帯数は把握している状況であり、メリット・デメリットにつきましても、各区それぞれでありますのでお答えすることはできません。

三つ目の外部委託等の考えにつきましては、区費や共同募金の徴収方法等については、自治会の活動に関することでもありますので申し上げることはありませんが、公園掃除については、これまでからお答えしているとおり、日常の維持管理につきましてはこれまでと同様に地元区にお願いしたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、町なかにベンチがあることにより、住民の心にも余裕ができて豊かなまちづくりにもつながると思います。まずは各地区の公民館などからでも、ぜひとも設置をしていただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。1時30分から再開します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時28分

議長（西島寛道） 少し早いようですけれども、休憩前に引き続き、再開します。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問事項としまして、点滅信号機の設置についてと今後の空き家対策についてであります。

質問要旨としまして、1点目の点滅信号機の設置についてであります。

子どもの安全を確保することが、安心・安全な社会を実現するための要となります。

これまでから登下校時における子どもの安全を確保するための対策については、「地域の子どもは地域で守る」という観点から、それぞれの地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきました。しかし、人口減少や高齢化などの問題によって、従来からの見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で、子どもが1人で歩く1人区間等において、見守りの空白地帯が生じています。そのため、この見守りの空白地帯において子どもの危険を減少できるよう、子どもたちの登下校における交通安全対策を強化する必要があると考えます。

つい先日も、井手地区子ども見守り隊の打合せ会議で、参加されている委員の方々から、一日の交通量が少ないとしても、子どもたちの登下校時の安全を確保するため、点滅式信号機の設置を要望してはどうかとのご意見を頂いたところでございます。

そこでお尋ねいたします。

①子どもたちが利用する通学路において、これまで点滅信号機を設置した箇所をお尋ねします。

②今後、点滅信号機を設置する予定のある箇所についてお尋ねいたします。

③見守りをを行っている中で、交通量も多く子どもたちが毎日利用する府道上狛城陽線の上玉川橋北詰の横断歩道は大変危険です。点滅信号を設置すべきだと思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

次に、今後の空き家対策についてであります。

近年、空き家の数は増加を続けており、核家族化や少子高齢化が進めば、今後さらにその増加が見込まれることから、総合的な空き家対策の強化が急務となっております。

そんな中、本年3月に空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除去等に総合的に取り組むため、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

居住実態がなく、放置されたままになっている空き家の近隣に住んでおられる住民にとっては、空き家問題は年々深刻な悩みとなっていることから、つい先日も住民の方から空き家についての相談を受けました。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

- ①法律案の概要をお尋ねします。
 - ②旧法と新法について、その主な違いをお尋ねいたします。
 - ③自治体が果たす役割について何か変更点があるのか、お尋ねいたします。
 - ④住民にとって今後特に注意が必要な点はあるのか、お尋ねいたします。
- 以上でございます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の点滅信号機の設置についてであります。一つ目の通学路等において、これまで点滅信号機を設置した箇所につきましては、井手小学校前及び多賀小学校前にそれぞれ1基ずつ設置されております。

二つ目の今後、点滅信号機を設置する予定箇所はあるのかにつきましては、田辺警察署に伺いますと、現在のところ予定はないとのことであります。

三つ目の府道上狛城陽線の上玉川橋北詰に点滅信号機の設置についての町の考えにつきましては、田辺警察署に伺いますと、現在ある一旦停止を遵守すれば問題はなく、まず当該箇所における車両の交通マナー向上の啓発から着手することが効果的であり、違反車両等については取締りを強化していきたいと伺っております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 2点目の今後の空き家対策についてであります。一つ目の改正法律案の概要につきましては、一つは、空き家所有者の責任の強化を図るため、適切な管理の努力義務にとどまらず、国・自治体の施策に協力する努力義務が追加されたこと、もう一つは、空き家等の利用拡大を図るため、活用拡大に向けて設ける「空家等活用促進区域」の設置や、空き家の管理や活用に取り組むNPO法人等を「空家等管理活用支援法人」として指定できること、特定空き家を未然防止するための措置、また空き家の状況把握のために所有者へ報告徴収権を付与されることなどが規定されております。

二つ目の旧法と新法においてその主な違いについてであります。今後も空き家の増加が見込まれる中、現在の法律で規定されている、状態が悪くて

周囲に悪影響を及ぼすような特定空家になる前に未然に防止するための管理の確保が規定されたことです。特定空家には至らないが、今後放置すれば特定空家になり得るような空き家に対して、新たに「管理不全空家等」というカテゴリーが設けられ、それを認定することにより、特定空家に対してしかできなかった指導・勧告ができるようになり、勧告を受けた「管理不全空家」は、固定資産税が減額される住宅用地特例を解除することが可能になります。

三つ目の自治体が果たす役割についての変更点につきましては、新法で創設される「空家等活用促進区域」制度により、指定した区域の空き家に対して「空家等活用促進指針」を定め、空き家の活用を促す役割が付与されたこと、また、特定空家を未然防止するために、勧告等を円滑に進めるために市町村に報告徴収権が付与されたことが主な役割の変更点になります。

四つ目の住民にとって今後特に注意が必要な点につきましては、所有者の責務が強化されることです。空き家の管理は所有者が行うべきことですが、現行法の所有者の「適切な管理」の努力義務に加え、新法では、「国・自治体の施策に協力する」という努力義務が加えられました。より適切な空き家の管理強化が図られる改正法の施行に伴い、改正内容については、本町のホームページや固定資産評価通知にも同封するなど周知を図ってまいります。本町においては、「空き家バンク登録制度」や「残存家財等撤去支援事業」の活用が可能であり、空き家になる前や、現在空き家をお持ちの方からも個別のご相談を頂きたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 質問ではございませんが、要望として、交通事故というのはいつ、どんな形で起こるかもわかりません。事故をする者はいないと思いますけど、事故が起きてからだったらいけないと思うし、できるだけ一日でも早い信号機の設置をお願いしまして、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（西島寛道） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 1番、鎌田隆宏です。私の方から、通告に基づきまして

大きく2点質問をさせていただきます。

一つ目のこれからの農地の適切な利用についてです。

間もなく完成する新庁舎周辺を中心として、これからの本町のまちづくりが進んでいくことが予想されます。

令和5年3月定例会では、人口の減少を食い止めるために、新たな住宅開発適地の選定や事業手法の具体的な検討に着手するとの話がありましたが、豊かな自然に囲まれた新庁舎周辺と今後新たに整備される道路、またそれ以外にも、それらの整備効果を最大限活かしながら、町全体で土地利用の構想を進めていく必要があると考えます。

そのような中、現在「国家戦略特区」の制度により、限られた自治体のみで認められている企業などによる農地の取得について、一定の要件を満たせば、自治体の申請に基づいて認められるようにすることを盛り込んだ改正法が成立しました。

改正法では、企業などによる農地の取得を自治体の申請に基づいて認める「構造改革特区」の制度に移行するとしていますが、農地の転用や外国企業による買占めに対する懸念も根強いことから、「構造改革特区」で認める場合でも、農地の担い手不足などが見込まれる地域に限定し、農地が適切に利用されていない場合には自治体がい戻す契約を盛り込むなどを要件としています。

企業などによる農地の取得が進むと、耕作放棄地の再生や雇用の創出などの効果がある一方で、収益性が見込めず企業が撤退した場合には、農地が荒廃してしまうおそれもあります。

そこで、次のことについてお聞きします。

①新たな住宅開発適地検討のための宅地開発検討業務において、農地の利用に対する考え方は。

②新庁舎周辺や国道24号城陽井手木津川バイパスの周辺には多くの農地がありますが、今後どのような利用が考えられるのか。

③今後、町内で企業が取得した農地が適切に利用されず、放置されてしまった場合、本町ではどういった対応を取ることになるのか。

大きく二つ目です。無電柱化についてです。

先日、新聞記事にもありましたが、間もなく開庁を迎える新庁舎周辺の府道と東井手線の通学路では、無電柱化の計画が進められています。

電線等の地中化による無電柱化のメリットとしては、「景観的によい」、「災害時の邪魔にならない」、「交通の妨げにならない」といった点が挙げられる一方、「費用がかかる」、「災害時の復旧が遅い」などのデメリットもあります。

そこで、次のことについてお聞きします。

①府道と東井手線で進められている無電柱化の内容は。

②新庁舎周辺の道路以外に、今後、町内で無電柱化の予定はあるのか。

③無電柱化が進んだ場合、もともと設置されていた歩道付近の街灯はどのようなになるのか。

お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のこれからの農地の適切な利用についてであります。一つ目の新たな住宅開発適地検討のための宅地開発検討業務において、農地の利用に対する考え方につきましては、宅地開発を計画する上では道路や上下水道等の新たな社会基盤整備の必要性や既存住宅地との連担性等の視点も必要であることから、今後業務の中で農地やそれ以外の土地についても調査検討することになると考えております。

二つ目の新庁舎周辺や国道24号城陽井手木津川バイパスの周辺の農地について、今後どのような利用が考えられているのかにつきましては、来年度以降に本町の土地利用の基本方針であります「井手町都市計画マスタープラン」の改定を予定しており、その中で、今年度実施します「宅地開発検討業務」における調査結果も踏まえながら、新庁舎や国道バイパス周辺も含め、どのような土地利用を誘導していくべきか検討を進めていきたいと考えております。

2点目の無電柱化についてであります。一つ目の府道と東井手線における無電柱化の内容につきましては、無電柱化事業は、防災・強靱化及び交通安全、景観形成・観光振興などを目的に、市街地の緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、学校周辺の通学路、著名な観光地などの景観形成や観光振興に必要な地区などにおいて進められております。和東井手線の当該区間は緊急輸送道路に指定されていることや、新庁舎建設に伴い歩行者の増加も見込

まれることなどから、京都府において令和元年度に着手され、新庁舎を中心として東西に520メートル区間を整備いただいております。事業内容としては、道路下に設置する複数の管路に通信等のケーブルを入線し、現在ある電柱などを撤去する計画であり、関西電力、N T Tなどの電力・通信用が入線する予定と伺っております。

二つ目の新庁舎周辺の道路以外の今後の町内の無電柱化の予定につきましては、国において国道24号城陽井手木津川バイパスで実施される予定であり、参画企業や整備区間等については現在調整中であると伺っております。

三つ目の歩道付近の街灯につきましては、歩道整備も実施していただいている京都府において、両側の歩道に道路照明を設置する計画であると伺っております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 1点目の三つ目の今後、町内で企業が取得した農地が適切に利用されず、放置されてしまった場合、本町ではどういった対応を取るようになるのかにつきましては、まず一般の企業が農地を取得するためには特区制度を活用する必要があると、自治体が地域の担い手が不足していることや遊休農地の著しい増加のおそれのある区域であることを理由として国に提案し、国から特区で実施する規制改革項目等が決定され、その後、規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画の作成・認定申請を行った上で、国の認定が下り、その事業を活用し企業が農地を取得することができる状態となります。

企業には対象の農地を自治体がいち買い取った後、転売し所有権移転することになりますが、当該農地が適切に管理されない場合は買い戻すことを含めた契約を締結することが条件となっており、農業委員会より適正管理の指導があるにもかかわらず、放置された場合は自治体がいち買い戻し、他の担い手による活用を模索する形になると考えます。

ただし、全国でも本特区制度を活用している自治体は1件であり、対象農地は1.65ヘクタールと限られており、企業の農業経営の参入はこれまでは、現在のとこから賃貸借による制度もあることから、本町といたしましては、現在のところ特区制度の活用は考えておりません。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 鎌田隆宏議員。

1番(鎌田隆宏) 質問ではありません。要望ではありますが、上井手地区においても、徐々に他の市町村から農地を取得されて入ってこられる方もおられます。田舎のことですので、どうしてもほかの人が入ってくるのは少し怖いというイメージもありますので、適切に農地の管理を町の方でしていただくよう、要望します。

それと、2点目の無電柱化の街灯のことですけども、バイパスができた場合、また周辺の道路を車やいろんな人が入ってくるわけですので、なるべく明るい道を造っていただけるように要望をして、質問を終わります。

議長(西島寛道) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

議長(西島寛道) 次に、日程第5、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、令和5年3月

3 1 日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、4 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数 1 7 8 2 ページ、第 4 5 条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等から、7 ページの方に進んでいただきまして、第 1 0 0 条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続までの改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、施行規則様式の新設に伴う改正及び文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 5 ページ、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、適用期限が 3 年延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 6 ページ、附則第 1 0 条、読替規定の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の削除に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 7 ページ、附則第 1 0 条の 2、法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、第 3 項から、次 1 1 ページをお開きください、第 2 5 項までにおきましては引用条文の項を繰り上げるとともに、第 2 7 項の規定を改めるものでありまして、地方税法附則第 1 5 条の改正内容に基づき、本条に定める固定資産税の課税標準の特例措置の規定を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 8 ページ、附則第 1 0 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、法改正に伴い、今回第 1 1 項の次に新たに第 1 2 項として、地方税法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する大規模修繕工事等が行われたマンション、いわゆる特定マンションに対する税額の減額措置を受けようとする場合の申告規定を追加し、今回新たに第 1 2 項を追加したことに伴い、旧の第 1 2 項を第 1 3 項に改め、同項中における引用条文の項を繰り下げるとともに、旧の第 1 3 項を第 1 4 項に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 3 5 ページ、附則第 1 5 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でありまして、法改正に伴い、規定を削除するものであります。

1 3 ページをお開きください。

次に、例規ページ数 1 8 3 5 ページ、附則第 1 5 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でありまして、前条の削除に伴い、附

則第15条の2に改めるものであります。

次に、例規ページ数1836ページ、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第3項の規定を削除するものであります。

次に、例規ページ数1837ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第1項の改正につきましては本条の改正に伴い、引用する項を繰り上げ、14ページの第2項の改正につきましては、これまで規定していた3輪以上の軽自動車に係る令和3年度分の特例規定を令和5年度から令和8年度分までの特例規定に改めるものであります。

次に、第3項から16ページの第6項までの改正につきましては、法改正に伴い、これまで規定していた3輪以上の軽自動車に係る令和3年度から令和5年度分までの特例規定を削除するものであります。

次に、第7項及び第8項の改正につきましては、法改正に伴い、これまで規定していた3輪以上のガソリン軽自動車の営業用乗用車に係る令和4年度及び令和5年度の特例規定を令和5年度から令和8年度分までの特例規定に改め、本条第3項から第6項の削除に伴い、第7項を第3項に、第8項を第4項にそれぞれ繰り上げるものでありまして、グリーン化特例における適用期限が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。なお、特例額につきましては、従前と変わりございません。

17ページをお開きください。

次に、例規ページ数1838ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でありまして、前条の規定の改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1842ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、適用期限が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

それでは、3ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次に、第2条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　11ページですけど、例規集のページで、1827ページがずっと続いていてその最後ですが、旧の27項がなくなって削除されて、新の27項、割合を3分の1とするというのが入っているんですけども、これはどういうことに対する割合を定めたのか。新たに入ったものをご説明ください。

同じく11ページ、例規集のページで1828ページに特定マンションに係る、これは固定資産税の減額の規定を受けようとする場合の規定ですから、ある種のマンションについて固定資産が減額される場合があるわけですね。どういうものなのか。町内に対象となるようなものがあるのかどうかお尋ねします。

続いて、16ページから17ページにかけて、軽自動車の税額の軽減の延長になると思うんですけど、その説明があったんですけども、16ページの3項の方は令和4年から令和8年3月31日までということになると、4年間ということですね。次のページの17ページの方の4項の方は令和4年4月から令和7年3月31日までということで、こちらの方は3年なんですね。説明では営業車の軽減を3年延長と言われたんですけども、3項の方は4年延長になっていて4項の方は3年延長になっているのはどうしてなのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えいたします。

附則第10条の2の第27項の今回改正して新たに規定した内容につきましては、特定マンションと言われるものに対する減額措置ということになりまして、これはマンションの適正な維持管理を後押しするために、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、大規模工事を過去に1回

以上適切に実施しており、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金額の引上げを行ったマンション、または同法に基づく都道府県等からの助言指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行ったマンションについて、長寿命化のために必要な大規模工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1とする参酌基準が法で示されたことに伴う規定の追加ということになっております。

その対象となるものということで、今回、次の附則第10条の3の第12項に申告する際の申告規定という規定を追加いたしまして、申告する際には、完了後、原則として3か月以内に申告書を提出していただくということになります。対象となるマンションというのが、築後20年以上経過している10戸以上のマンションで、大規模工事を過去に1回以上適切に実施しているもので、今後、大規模修繕に備えてそういった積立金等の管理がきちっとできているというようなこととなりますので、実際これに今すぐ対象となるものが出てくるのかというのは未定ではありますが、築後20年以上経過する10戸以上のマンションは町内にはあるということは確認しております。

それと、軽自動車税の種別割の部分ですけども、これにつきましてはご説明で基本3年延長ということで、今回そのグリーン化特例と言われる適用期間を3年延長、これ、原則なんですけれども、その中でも75%減となる電気自動車や天然ガス自動車等を始めまして、50%軽減となる営業用の乗用車につきましては令和7年度取得分までが対象となりまして、25%軽減となる燃費基準がちょっと劣るものについての営業用乗用車につきましては、令和6年度分取得までを対象とするということになりまして、そこで1年はずれが生じる適用の運用ということにはなってきます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、令和5年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1973の3ページ、附則であります。

附則第2項、法附則第15条第15項の条例で定める割合から附則第6項、法附則第15条第44項の条例で定める割合までの規定の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、見出しを含み、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、附則第17項の改正につきましては、法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次に、第2項及び第3項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページ、第2条、課税額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について改めるものであります。

次に、例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、及び3ページの第2号の5割軽減と第3号の2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改めるものであります。

次に、例規ページ数1986ページ、第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、及び4ページの第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告の規定につきましては、地方税法等の一部改正に伴う条文の整備であります。

次に、5ページをご覧ください。

例規ページ数1987ページ、附則第2項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定から第13項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定までにつきましても、地方税法等の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今回の改定については、後期高齢者支援金の限度額の引上げと軽減判定所得の拡大ということがあって、住民の被保険者からすると負担が増える部分と軽減される部分とがあると思うんですが、それぞれの対象となる世帯と影響額をお願いしたいと思います。まず後期高齢者支援金2万円増える世帯、どれだけあるのか。軽減世帯の方で5割軽減、これが若干判定所得が拡大されますと、何世帯ぐらいその軽減にかかる人が増えて、影響額はどのくらいか。同じく3項の2割軽減についても、影響する世帯数と額をお願いします。

続いてもう1点ですが、今年それで、専決ですので既に住民の方にはこういうあなたの国保税額ですよという通知が行っているわけですけども、全体として後期高齢者支援金分が2万円上がりますと、全部合わせて国保税額が104万円という、そんな高額になる世帯まで出てくるわけですね。100万超えです。去年は102万だったんですけど、その前の年と比べたら、また限度額が上がっていたんですよ。前々年と前年との限度額についての変化もご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) まず限度額の世帯につきましては、令和5年度で、後期高齢者支援金分の世帯は5世帯でございます。それから影響する額でございますが、1世帯につき2万円増額となることで10万円の増額ということでございます。

それから、軽減の世帯数でございますが、前年度と比較をさせていただきまして、世帯数で5割軽減は1世帯の増、それから2割軽減で1世帯の増となっております。それから軽減の影響額につきましては、5割軽減で5万2,700円の減、2割軽減で2万7,960円の減でございます。

それから、課税限度額の前々年度からの変化ということでございますが、令和3年度の全体合計が99万円でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 限度額世帯、5世帯だという話ですけれども、世帯人員が多ければ、家族数が多ければ簡単に限度額まで達してしまうと思うんですね。未就学児の軽減というのは始まりましたけど、これは未就学の子だけですし、それも5割だけですよね。だから、小学生以上の子どもが複数、3人、4人とおられるような家庭だったらあっという間に限度額、子どもは全く所得はありませんけどね。所得割や介護保険割がかからなくても、1人当たり平等割はかかるわけですね。今、本町で全く所得も資産もない方、お一人で平等割というのは全部、何方式かに分かれていますが、合計したらお一人お幾らですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 今のご質問でございますが、基礎分、支援金分、介護分のそれぞれの一番低い7割軽減額でよかったですか。

9番（谷田みさお） 軽減されてない基本の額をお願いします。

保健医療課長（中谷 誠） 基礎分でいきますと、均等割は2万6,600円、支援金分が7,800円、介護分は8,800円。平等割の基礎分が2万9,400円、支援金分は7,200円、介護分は5,900円。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

ただいま議題になっております報告第6号の井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件に反対をいたします。

住民にとって負担が増える部分と減る部分とがあるということにはなるわけですけれども、その影響額がどちらが多いか少ないかと、何万円が多いから賛成、少ないから反対ということではなしに、やはりこれ、この3年間

でも5万円限度額が上がってきているわけですね。私、13年間計算したら35万円増えているんです。収入の多い方の世帯だと言うかもしれませんが、人数が多かったらあっという間にどんどんと国保税額が積み重なっていくわけですね。今説明があったみたいに、親に所得があれば子どもには全く収入がなくても小学生以上であれば丸々かかるわけで、基礎分の2万6,600円と支援金分の7,800円だけでも、子ども1人3万4,400円は子どもが増えれば増えるということになっているわけです。

幾ら限度額の収入の多い世帯の引上げと言っても限度があると。本当に人数からしますと簡単に限度額までいってしまう世帯もあるということを見ると、簡単には引上げはできないというふうに考えますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、令和4年度井手町一般会計補正予算（第6回）でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和4年度井手町一般会計補正予算（第6回）。

令和4年度井手町の一般会計補正予算（第6回）は次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,639万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。「第2表地方債補正」でございます。

起債の目的、1目総務施設整備事業債。今回、1億4,480万円を減額いたしまして、限度額を8億8,110万円とするものであります。

4目消防防災施設等整備事業債。今回、900万円を減額いたしまして、限度額を1億9,500万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回、補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入であります。

2款地方譲与税、補正前の額2,786万2,000円、補正額47万1,000円の減、計2,739万1,000円であります。

3款利子割交付金、補正前の額60万円、補正額25万3,000円の減、計34万7,000円であります。

4款配当割交付金、補正前の額500万円、補正額180万円、計680万円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額700万円、補正額231万円の減、計469万円であります。

6款法人事業税交付金、補正前の額1,800万円、補正額395万9,000円、計2,195万9,000円であります。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億9,100万円、補正額516万8,000円、計1億9,616万8,000円であります。

8款自動車取得税交付金、補正前の額1,000円、補正額10万2,000円、計10万3,000円であります。

9 款環境性能割交付金、補正前の額 5 0 0 万円、補正額 5 万 5, 0 0 0 円の減、計 4 9 4 万 5, 0 0 0 円であります。

1 0 款地方特例交付金、補正前の額 3 0 0 万円、補正額 7 1 万 9, 0 0 0 円、計 3 7 1 万 9, 0 0 0 円であります。

1 1 款地方交付税、補正前の額 1 7 億円、補正額 2 億 9, 8 5 9 万円、計 1 9 億 9, 8 5 9 万円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、補正前の額 7 0 万円、補正額 2 1 万 6, 0 0 0 円の減、計 4 8 万 4, 0 0 0 円であります。

1 3 款分担金及び負担金、補正前の額 1, 0 3 2 万 5, 0 0 0 円、補正額 8 4 9 万 1, 0 0 0 円、計 1, 8 8 1 万 6, 0 0 0 円であります。

1 5 款国庫支出金、補正前の額 8 億 8, 8 7 4 万 3, 0 0 0 円、補正額 6, 9 8 6 万 2, 0 0 0 円の減、計 8 億 1, 8 8 8 万 1, 0 0 0 円であります。

1 6 款府支出金、補正前の額 2 億 5, 6 5 9 万 2, 0 0 0 円、補正額 8, 4 3 3 万円、計 3 億 4, 0 9 2 万 2, 0 0 0 円であります。

1 7 款財産収入、補正前の額 3 億 3, 4 0 1 万円、補正額 7 1 5 万 4, 0 0 0 円、計 3 億 4, 1 1 6 万 4, 0 0 0 円であります。

1 8 款寄附金、補正前の額 7 5 6 万 7, 0 0 0 円、補正額 5 5 万 5, 0 0 0 円、計 8 1 2 万 2, 0 0 0 円であります。

1 9 款繰入金、補正前の額 1 4 億 7, 3 8 1 万 7, 0 0 0 円、補正額 3 億 8 2 万 9, 0 0 0 円の減、計 1 1 億 7, 2 9 8 万 8, 0 0 0 円であります。

2 0 款繰越金、補正前の額 4, 5 7 1 万 7, 0 0 0 円、補正額 3 億 2, 0 7 6 万 7, 0 0 0 円、計 3 億 6, 6 4 8 万 4, 0 0 0 円であります。

2 2 款町債、補正前の額 2 8 億 5, 4 5 0 万円、補正額 1 億 5, 3 8 0 万円の減、計 2 7 億 7 0 万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額 8 7 億 9, 2 5 5 万 7, 0 0 0 円、補正額 2 億 3 8 3 万 9, 0 0 0 円、計 8 9 億 9, 6 3 9 万 6, 0 0 0 円あります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

1 款議会費、補正前の額 6, 5 0 6 万 7, 0 0 0 円、補正額 1 0 7 万 5, 0 0 0 円の減、計 6, 3 9 9 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 7 万 5, 0 0 0 円の減であります。

2 款総務費、補正前の額 3 7 億 7, 0 3 9 万円、補正額 4 億 1, 9 4 9 万 8, 0 0 0 円、計 4 1 億 8, 9 8 8 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまし

て、国・府支出金の788万3,000円、地方債の1億4,480万円の減、その他の2億1,149万1,000円の減、一般財源の7億6,790万6,000円であります。

3款民生費、補正前の額11億5,242万円、補正額5,537万2,000円の減、計10億9,704万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,908万6,000円、その他の40万円の減、一般財源の7,405万8,000円の減であります。

4款衛生費、補正前の額3億7,516万8,000円、補正額3,550万円の減、計3億3,966万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,688万6,000円の減、一般財源の1,861万4,000円の減であります。

6款農林水産業費、補正前の額6,340万3,000円、補正額325万円の減、計6,015万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の88万2,000円の減、一般財源の236万8,000円の減であります。

7款商工費、補正前の額9,609万円、補正額1,130万円の減、計8,479万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の5万円、一般財源の1,135万円の減であります。

8款土木費、補正前の額6億8,203万1,000円、補正額7,000万円の減、計6億1,203万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の935万円の減、その他の7,405万円の減、一般財源の1,340万円であります。

9款消防費、補正前の額4億5,137万5,000円、補正額1,005万円の減、計4億4,132万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の320万円、地方債の900万円の減、一般財源の425万円の減であります。

10款教育費、補正前の額18億9,563万7,000円、補正額2,111万2,000円の減、計18億7,452万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,136万7,000円、その他の150万円の減、一般財源の3,097万9,000円の減であります。

12款公債費、補正前の額2億3,067万2,000円、補正額800万円の減、計2億2,267万2,000円、財源内訳といたしまして、一

般財源の 800 万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額 87 億 9,255 万 7,000 円、補正額 2 億 383 万 9,000 円、計 89 億 9,639 万 6,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1,446 万 8,000 円、地方債の 1 億 5,380 万円の減、その他の 2 億 8,744 万 1,000 円の減、一般財源の 6 億 3,061 万 2,000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　15 ページ、減債基金積立金ですけれども、これは昨年度の補正ですから、残ったお金を積み立てておいて、午前中も説明があったみたいに今年度繰上償還に使おうということかと思うんですけれどもね。今までも、今年大型事業がめじろ押しですので、それで公債費負担が増えるだろうからということで減債基金を積んできましたという説明があったわけです。今年また 6 億も積むって、それでその 6 億全部ほぼ繰上げに使われるわけですけど、極端だなというふうに思うわけです。今まで既に、この 6 億を積む前に減債基金は幾らあったんでしょうか。それも将来のこういう大型事業の償還のために使うということだったんじゃないんですか。今 6 億を積まなくても、たとえ半分でもまた住民要望のために使っていくというようなことがなぜできないのか、お尋ねします。

20 ページ、さくらまつりの件ですけれども、これは令和 4 年度のさくらまつりの費用というのが全額減額になったということなのか。さくらまつりは、開催時期が年度またぎの微妙な時期なので、今年の 3 月末にライトアップされる、ライトアップというかちょうちんをつるのを、半分ずつ LED に交換していくというような話があったのに、結局ちょうちんは井手地区の方はなかったんですね。多賀地区の方はちょうちんはつってあったんですけどもね。この減額というのは、今年の 3 月の支出は全く関係ないのか。今後、ライトアップをどういうふうにしていかれるのか。

個人のお店の名前であれですけれども、玉川の橋のたもとに、元履物屋さ

んの建物があるその辺りに今年もずっとライトアップをされていたんですけども、今までのライトアップと違う方式で、住民の方いわく、きんきらしている。そういうのがさくらまつりの風情と合わないというようなご意見を私は頂いたんですけども、あれはさくらまつりの実行委員会でやっておられるのか。個人ということはないと思うんですけど、ああいう色合いのライトアップを続けられるのか、分かればお願いしたいと思います。

22 ページ、多賀地区の町営住宅ですけども、4,740 万円も減額なので、ここも入札したときに最低制限価格の額で請け負ったんだと思うんですけども、これだけ減額になっているんですが、設計の段階で私もいろいろ説明を聞けなかったというか、思い込みもありまして、躯体工事が始まったら、南北に建ってるよねと。当然東西に建つものだと思っていたので、南北に細長く建ちましたので、せっかくの南側の日差しが入らないと。南からは全く窓がないし、全体として暗いというようなご意見も入居者の方から頂いている。何でそういう設計だったのか。この予算ではそれしかできなかったのか。本来、井手地区の町営でも、ほとんど建物は東西に建っているわけですね。南側の日差しが入ると。中に府営住宅で南北に建っているのもありますけどね。もう建ってしまっただけですけど、これだけ費用を抑えて、本当だったら東西向きに建てる方がよかったんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) まず1点目の減債基金についてであります。今回の補正前の令和5年3月末現在の減債基金の金額につきましては、10億6,500万円となっているところでございます。また、こちらの基金を活用いたしまして、繰上償還等に充当してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのさくらまつりの減額の予算の関係の質問でございますが、こちらにつきましては、令和4年の4月から令和5年の3月までの設置から準備の費用を計上しておりまして、今回の場合ですと令和5年の3月、令和5年春の準備費用だけがこの予算を使わせていただい

たということで、必要なかった分につきましては、不用額につきましては減額させていただいたところでございます。

ライトアップ、今後どうしていくのかというところですが、実行委員会の方でいろいろ検討されまして、ちょうちんの設置の大変さであったりなど、今後の維持管理を考えたところ、LEDライトへの移行をしていくということを決められまして、今年度につきましては、先ほどおっしゃられましたライトアップされていた区間から西への区間、一部の区間についてライトアップをされていたところでございます。

また今後、引き続きLEDによるライトアップの延長を増やしていくというところで、実行委員会の中では決定されているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 多賀地区町営住宅の建物の方向といいますか、建っている方向の関係のご質問についてお答えいたします。

南北方向に今建設させていただいたんですけども、土地の形状から南北方向が妥当ということで計画させていただいて、建設させていただいたところでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) さくらまつりのライトアップって、もうああいうちょうちんをつつてということはないということですか。ちょうちんの中の電球をLEDに換えるということなのか、そういうのはしないということなのか。住民の方が大変関心を持っておられまして、ぜひお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのライトアップの関係ですが、実行委員会の方でちょうちんをやめて、LEDのライトによるライトアップに変えていくということで、今後進めていくということで聞いております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これですべてを終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

次に、日程第9、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、報告第8号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第5回)であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第5回)。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,658万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回、補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入で

あります。

1 款使用料及び手数料、補正前の額 1 億 5, 1 2 3 万 7, 0 0 0 円、補正額 2 0 0 万円、計 1 億 5, 3 2 3 万 7, 0 0 0 円であります。

3 款繰入金、補正前の額 1 億 8, 6 9 9 万 2, 0 0 0 円、補正額 1, 7 6 9 万 2, 0 0 0 円の減、計 1 億 6, 9 3 0 万円あります。

5 款諸収入、補正前の額 5 0 8 万 4, 0 0 0 円、補正額 7 3 万 2, 0 0 0 円、計 5 8 1 万 6, 0 0 0 円あります。

以上、歳入合計、補正前の額 5 億 7, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円、補正額 1, 4 9 6 万円の減、計 5 億 5, 6 5 8 万 6, 0 0 0 円あります。

次のページをお開き願います。次に歳出であります。

1 款総務費、補正前の額 1 億 4, 6 0 4 万 7, 0 0 0 円、補正額 1, 4 9 6 万円の減、計 1 億 3, 1 0 8 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 4 7 2 万円の減、一般財源の 1, 0 2 4 万円の減であります。

3 款公債費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他の 1, 3 6 9 万 2, 0 0 0 円の減、一般財源の 1, 3 6 9 万 2, 0 0 0 円あります。

以上、歳出合計、補正前の額 5 億 7, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円、補正額 1, 4 9 6 万円の減、計 5 億 5, 6 5 8 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1, 8 4 1 万 2, 0 0 0 円の減、一般財源の 3 4 5 万 2, 0 0 0 円あります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　6 ページ、歳出の合藪ポンプ場施設整備、需用費ですけど、4 0 0 万円減額となっているのはかなり大きな額だと思いますが、今需用費って電気代や燃料代など、どんな施設でも足りなくて大変なのに、大幅に減額になった理由をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　柳原建設課長。

理事（柳原健二） 合藪ポンプ場施設整備費の減額についてですが、当初、水路のしゅんせつや施設の修繕等に予算計上をしておりましたが、昨年、大きな出水等もなく、しゅんせつ等は実施する必要がなかったことで減額としております。ポンプの一部修繕に15万余りは使っておりますが、そのほかにつきましては減額の方をさせてもらっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第8号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第8号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

次に、日程第10、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、報告第9号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、令和5年度井手町一般会計補正予算（第2回）でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和5年度井手町一般会計補正予算（第2回）。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,695万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入であります。

15款国庫支出金、補正前の額4億6,480万5,000円、補正額595万3,000円、計4億7,075万8,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額46億8,100万円、補正額595万3,000円、計46億8,695万3,000円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

3款民生費、補正前の額10億6,969万8,000円、補正額595万3,000円、計10億7,565万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の595万3,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額46億8,100万円、補正額595万3,000円、計46億8,695万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の595万3,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　子育て世帯生活支援特別給付金についての予算ですが、これはどういう給付金ですか。専決の日程が4月28日になっていますが、いつ振り込まれたのか。プッシュ型でやるように今言われていると思うんですけども、これは児童手当の振込口座にされたのか。そうか、マイナンバーの公金受取口座を登録されている方はそれでいくのか。こうこうで支給しますよという確認書ですか、そういうものを送るときに、口座がマイナンバー口座の人とそうじゃない人というふうにばらばらにやるのは、幾らお金は

国が全部出してくれると言われても自治体側は非常に手間がかかるのではないかと思います、1世帯に幾ら、何世帯に支給されたのかもお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) ご質問にお答えいたします。

こちらの給付金につきましては、令和5年3月22日に国において開催された第8回の物価・賃金・生活総合対策本部において、児童手当受給者等の低所得の独り親世帯やその他の住民税均等割が非課税世帯の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するということが決定されたことを受けて、本町においても専決予算の計上をしてきたところでございます。

4月28日に本町への交付決定の額が分かったということで、この日に専決予算の計上をしてきたところであります。それを受けまして、本町では5月25日の日に支給をいたしておりまして、その支給につきましては36世帯72人に振込を行ってきたところであります。

今回の給付金につきましては、児童手当を受給されている口座に振込をさせていただいております、マイナンバーカードの口座等の活用については国の方からも示されなかったもので、全て児童手当の口座となっております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 5万円という額ですので、負担金補助の交付金の額が508万3,000円と端数があるのはなぜですか。事務費は上の方にあると思うんですけども。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 予算といたしましては、5万円の100人分で500万円を計上しておりました。それ以外にシステムの改修経費として、京都府自治体情報化推進協議会にお支払いするシステムの改修負担金8万3,000円を計上いたしております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第9号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第9号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第9号は承認することに決定しました。

次に、日程第11、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、報告第10号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、維持管理の軽減化を図るため、外装塗装の防水性・対候性の強化をしたこと、景観向上のため1階通路天井を配管を隠すつり天井に変更したことなどにより、請負金額の変更が生じたもので

あります。

それでは、次のページをお開きください。工事請負契約変更の件。

多賀地区町営住宅建築工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記。

1、契約の対象。3宅建第3号。多賀地区町営住宅建築工事。

2、変更契約金額。金2億7,181万6,600円。うち取引に係る消費税額、金2,471万600円。

3、今回変更による増額。金60万600円。うち取引に係る消費税額、金5万4,600円。

4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48番地の3。中和建設株式会社代表取締役、中谷英輔。

5、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、報告に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で、報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第12、報告第11号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、報告第11号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次ページをご覧ください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分

するものとする。

なお、今回、議会棟の屋根の部分について、雨水排水を円滑にするために議会棟の屋根の形状を一部変更したことにより、契約変更をしたものであります。

それでは、次のページをご覧ください。工事請負契約変更の件。

井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。3井総第5号。井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事。

2、変更契約金額。金17億4,351万1,000円。うち取引に係る消費税額、金1億5,850万1,000円。

3、今回変更による増額。金495万7,700円。うち取引に係る消費税額、金45万700円。

4、契約の相手方。京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町513、奥村・中和特定建設工事共同企業体。株式会社奥村組京滋営業所所長、土屋勝弘氏。

5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で、報告第11号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第13、報告第12号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） それでは、報告第12号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回、図書館における書棚の固定方法をより強固なものにするための壁面への補強板等の追加、幅が狭く高い窓について使用上の利便性を考慮し、ロールスクリーンから縦型ブラインドに変更したこと等により増額となることから、変更契約をするものであります。

それでは、次のページをご覧ください。工事請負契約変更の件でございます。

井手町山吹ふれあいセンター建設工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。3社教工第4号。井手町山吹ふれあいセンター建設工事。

2、変更契約金額。金11億199万9,800円。うち取引に係る消費税額、金1億18万1,800円。

3、今回変更による増額。金422万9,500円。うち取引に係る消費税額、金38万4,500円。

4、契約の相手方。京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地。公成・松輝特定建設工事共同企業体。公成建設株式会社代表取締役、絹川雅則氏。

5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で、報告第12号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第14、報告第13号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　それでは、報告第13号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをご覧ください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神38番地付近で発生した公用車の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。京都府相楽郡笠置町内在住者。

2、事故の概要。令和5年2月2日午後1時30分頃、井手町大字井手小字野神38番地付近において、公用車を駐車中に後方確認を怠り、相手方自動車に接触し破損させたものである。

3、和解内容。本町が相手方の損害の10割を負担する。

4、損害賠償額。金16万9,000円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　以上で、報告第13号、専決処分の報告についてを終わります。

この際、暫時休憩します。3時20分まで。

休憩　午後　3時04分

再開　午後　3時17分

議長（西島寛道）　少し早いですけれども、休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第15、報告第14号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、報告第14号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和4年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、電算システム新庁舎移転業務、金額4,636万4,000円、翌年度繰越額4,636万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の4,636万4,000円であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、情報基盤更新、金額2,404万5,000円、翌年度繰越額2,278万円、財源内訳といたしまして、一般財源の2,278万円であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業、金額14億3,583万8,000円、翌年度繰越額9億3,661万1,000円、財源内訳といたしまして、地方債の5億3,750万円、その他の3億9,911万1,000円であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎庁用備品等移転、金額1,853万円、翌年度繰越額1,853万円、財源内訳といたしまして、その他の1,853万円であります。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、戸籍総合システム運用、金額770万円、翌年度繰越額770万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の770万円であります。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、浜・鐘付水利施設機能保全対策、金額1,000万円、翌年度繰越額1,000万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,000万円であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額2億8,060万円、翌年度繰越額2億2,823万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億1,230万8,000円、地方債の8,210万円、一般財源の3,382万5,000円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額900万

円、翌年度繰越額 8 3 6 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 6 9 万 3, 0 0 0 円、地方債の 1 7 0 万円、一般財源の 3 9 6 万 8, 0 0 0 円であります。

裏面をご覧ください。

8 款土木費、3 項河川費、事業名、町内河川しゅんせつ、金額 6 0 0 万円、翌年度繰越額 6 0 0 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 6 0 0 万円であります。

8 款土木費、3 項河川費、事業名、下排水路改修、金額 1, 0 0 5 万円、翌年度繰越額 1, 0 0 5 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 1, 0 0 0 万円、一般財源の 5 万円であります。

8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、地籍調査、金額 2 5 0 万円、翌年度繰越額 2 2 1 万 4, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 6 6 万円、一般財源の 5 5 万 4, 0 0 0 円であります。

1 0 款教育費、2 項小学校費、事業名、井手小学校児童トイレ改修、金額 1, 2 0 0 万円、翌年度繰越額 1, 2 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 0 0 万円、地方債の 8 0 0 万円であります。

1 0 款教育費、3 項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校トイレ改修、金額 5, 3 4 0 万円、翌年度繰越額 5, 3 4 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 7 8 0 万円、地方債の 3, 5 6 0 万円であります。

1 0 款教育費、4 項社会教育費、事業名、山吹ふれあいセンター建設事業、金額 9 億 8, 7 5 8 万 8, 0 0 0 円、翌年度繰越額 9 億 8, 7 5 5 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 9 3 5 万円、地方債の 9 億 6, 8 8 0 万円、その他の 9 4 0 万 6, 0 0 0 円あります。

1 0 款教育費、4 項社会教育費、事業名、山吹ふれあいセンター庁用備品等移転、金額 3 3 8 万円、翌年度繰越額 3 3 8 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 3 3 0 万円、その他の 8 万円あります。

1 0 款教育費、4 項社会教育費、事業名、図書館蔵書等移転、金額 4 6 2 万円、翌年度繰越額 4 6 2 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 4 6 0 万円、その他の 2 万円あります。

以上、合計、金額 3 2 億 1, 1 6 1 万 5, 0 0 0 円、翌年度繰越額 2 3 億 5, 7 7 9 万 9, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出分の 1 億 6, 5 5 1 万 1, 0 0 0 円、地方債の 1 6 億 5, 7 6 0 万円、その他の 4 億 7,

351万1,000円、一般財源の6,117万7,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第14号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第16、報告第15号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、報告第15号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款業務費、1項業務管理費、事業名、事業振興費、金額400万円、翌年度繰越額400万円、財源内訳といたしまして、一般財源の400万円であります。

2款事業費、1項建設事業費、事業名、配水管整備事業、金額2,600万円、翌年度繰越額2,600万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,230万円、その他の370万円であります。

以上、合計、金額3,000万円、翌年度繰越額3,000万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,230万円、その他の370万円、一般財源の400万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第15号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第17、報告第16号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事

項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、報告第16号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和4年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、改築更新事業、金額2,400万円、翌年度繰越額2,400万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,000万円、地方債の1,400万円であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、面整備事業、金額2,515万4,000円、翌年度繰越額2,080万8,000円、財源内訳といたしまして、地方債の2,080万円、一般財源の8,000円であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額1億2,245万1,000円、翌年度繰越額1億1,736万4,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の5,742万1,000円、地方債の5,990万円、一般財源の4万3,000円あります。

以上、合計、金額1億7,160万5,000円、翌年度繰越額1億6,217万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の6,742万1,000円、地方債の9,470万円、一般財源の5万1,000円あります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で報告第16号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第18、報告第17号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、報告第17号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年度井手町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、新庁舎前配水管布設工事、予算計上額4,000万円、翌年度繰越額3,099万1,000円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金3,099万1,000円であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、石綿管布設替工事、予算計上額1,600万円、翌年度繰越額1,600万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金1,600万円であります。

以上、合計、予算計上額5,600万円、翌年度繰越額4,699万1,000円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金4,699万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第17号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第19、議案第42号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第42号、井手町公平委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、丸山俊也氏（満63歳）。

なお、任期は4年、委員は3名でございまして、他の委員は上島勝廣氏、寺井正行氏であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第４２号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第４２号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第４２号は同意することに決定しました。

次に、日程第２０、議案第４３号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第４３号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、村田尚美氏（満６４歳）。

なお、任期は４年、委員は４名でございまして、他の委員は古川幸子氏、木田修司氏、西島好江氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第４３号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第４３号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第４３号は同意することに決定しました。

次に、日程第２１、議案第４４号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第44号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎等計画地外構工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。4井総第9号。井手町新庁舎等計画地外構工事。

2、変更契約金額。金2億5,344万1,100円。うち取引に係る消費税額、金2,304万100円。

3、今回変更による増額。金2,030万9,300円。うち取引に係る消費税額、金184万6,300円。

4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48-3。中和・山川特定建設工事共同企業体。中和建設株式会社代表取締役、中谷英輔氏。

5、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回、歩行動線をはじめ、施工性や周囲との一体感を考慮し、庭東側及び山吹ふれあいセンター北東側にタイル舗装、また、排水ますへの化粧蓋を追加するとともに、「ドマ」と山吹ふれあいセンター間への側溝及び広告掲示板を設置するとともに、これらの追加工事を行うため、工期を6月30日から7月14日とすることによる交通誘導員の追加等により、契約を変更するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) そのものの契約金額が2億3,000万余りだったところに2億2,000万の増額というのは、率としてはかなり大きい率だと思うんですけど、今説明あったもののうち一番大きな費用がかかる変更はど

れですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 費用のかかるものということでございます。一応、今申し上げました「ニワ」、一番今東側にある工事をしているところですが、その東側とふれあいセンターの北東側にタイル舗装ですね。それと一緒になっていますが、その排水ますなどもございますけども、そういう化粧蓋を追加すること、それで約980万円となっております。それが大きな工事ということになります。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 工期が7月14日になるということは、竣工記念式典の最中も工事中ということになるわけですね。お客さんがたくさんお見えになると思うんですけども、その辺の安全の確保など、それでまた式典等があるので、逆にまた遅れるというようなことはないかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどのご質問でございますが、工期としては7月14日としておりますけれども、業者にももちろん確認しております。工事については6月の末ぐらいで終わるということ聞いておまして、内覧会など、そういうときには全て終わっているという状況は今のところ聞いております。というのは、書類整備であったり検査であったり、そういうようなものも含めて7月14日で現在のところ工期を設定しているというところでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第44号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第44号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

次に、日程第22、議案第38号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第38号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,935万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,630万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表債務負担行為」であります。

町道29号線道路改良、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額3,000万円。

次のページをご覧ください。「第3表地方債補正」でございます。

起債の目的、1目土木施設整備事業債。今回1,470万円を追加し、限度額を2億1,640万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入であります。

15款国庫支出金、補正前の額4億7,075万8,000円、補正額1億932万7,000円、計5億8,008万5,000円であります。

18款寄附金、補正前の額6,000円、補正額48万8,000円、計49万4,000円であります。

19款繰入金、補正前の額2億6,957万1,000円、補正額5億4,706万8,000円、計8億1,663万9,000円あります。

20款繰越金、補正前の額500万円、補正額527万1,000円、計1,027万1,000円あります。

21款諸収入、補正前の額1,519万1,000円、補正額250万円、計1,769万1,000円あります。

22款町債、補正前の額5億1,550万円、補正額1,470万円、計5億3,020万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額46億8,695万3,000円、補正額6億7,935万4,000円、計53億6,630万7,000円あります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、補正前の額12億2,875万円、補正額3,353万円、計12億6,228万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2,877万円、その他の298万8,000円、一般財源の177万2,000円あります。

3款民生費、補正前の額10億7,565万1,000円、補正額4,641万円、計11億2,206万1,000円、財源内訳といたしまして、国の支出金の4,475万9,000円、一般財源の165万1,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億1,489万6,000円、補正額1,787万3,000円、計3億3,276万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,770万円、一般財源の17万3,000円であ

ります。

8 款土木費、補正前の額 6 億 2, 210 万 9, 000 円、補正額 3, 447 万 3, 000 円、計 6 億 5, 658 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 809 万 8, 000 円、地方債の 1, 470 万円、一般財源の 167 万 5, 000 円であります。

12 款公債費、補正前の額 2 億 5, 361 万 6, 000 円、補正額 5 億 4, 706 万 8, 000 円、計 8 億 6 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 5 億 4, 706 万 8, 000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 46 億 8, 695 万 3, 000 円、補正額 6 億 7, 935 万 4, 000 円、計 53 億 6, 630 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 億 932 万 7, 000 円、地方債の 1, 470 万円、その他の 5 億 5, 005 万 6, 000 円、一般財源の 527 万 1, 000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、町道 35 号線他道路改良、事業費 3, 447 万 3, 000 円、財源内訳としまして、国・府支出金の 1, 809 万 8, 000 円、地方債の 1, 470 万円、一般財源の 167 万 5, 000 円、事業の概要としまして、面積 3, 500 平米の舗装工であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5 番（脇本尚憲） 私の方から 2 点質問をさせていただきます。

1点は、9ページのコミュニティ助成についてです。このコミュニティ助成、どのような事業なのか。また交付金が給付されるような形ですが、どのような目的のものにどういうふうにご利用されるのか、お答えください。

あともう1点、10ページの下段、新生児聴覚検査についてですが、これも新規事業だと思うんですが、この検査の時期やタイミング、どのような検査を行うのか。本人、家族への自己負担があるのか。また、そういったものの周知の方法など、もし障がいがあるという可能性が出た場合の対応等をお答えください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) コミュニティ助成事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、令和4年度におきまして京都府を経由しまして、一般財団法人の自治総合センター、宝くじの助成をしているところですが、コミュニティ助成事業、10分の10で交付決定を受けまして、今回予算に計上させていただくものでございます。

主に、椿坂周辺地域の活性化、それから地域振興を目的に地域イベントや清掃・美化活動、いわゆるコミュニティづくりに係る備品などを整備、充実するという経費に活用できるということになってございます。事業の貸出し等につきましては、まちづくりセンター椿坂において行おうというふうに考えております。

具体的には、町内のコミュニティ活動の貸出しに向けまして、鉄板セットやフライヤー、それからエンジンの草刈り機、イベントで活用する野点の傘、クーラー、バリカン、そういうものを整備して貸出しをするというように思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 新生児聴覚検査についてでございますけれども、時期としましては、承認いただきましたら今年度から実施いたしまして、今年度の4月の実施分から助成をして、あと、委託につきましては、また府の医師会等との契約がございますので、できるだけ早くしたいと思いますけれども、夏から秋以降になるというふうに思っております。

あと、内容ですけれども、新生児の聴覚スクリーニング検査、大きく言いまして2種類あります。自動聴性脳幹反応というものと耳音響放射という二つの種類がございます、こちらの方は医療機関の方で持っている機械が異なりますので、どちらかの方法になるということでございます。

助成の方法としましては、京都府内一律で、自動聴性脳幹反応の方につきましては4,080円、耳音響放射につきましては1,500円というふうになっております。医療機関によって単価が異なりますので、そちらの方を上限として助成いたしまして、それを超える部分につきましては自己負担が発生するという可能性もあります。

それと、周知の方法ですけれども、こちらの方は「広報いで」等で周知したいと思えますし、こちらの方、各医療機関の方が直接検査するもので、そちらの方からご本人にはご案内していただいて実施できるものと思っております。

こちらの方、障がい等があった場合の対応でございますけれども、スクリーニング検査でございますので、そちらの方は医療機関の方に検査内容が伝わりまして、必要に応じて再検査であったり、あと、治療等が行われるものというふうにお聞きしております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） ちょっと分かりにくかったんですけど、その費用があるけれども、助成されるわけではなくて自己負担が発生するのかということと、今聞いた感じでは難しい用語で分からないんですが、要は新生児の方ってご自身で自分で耳が聞こえるか聞こえないか分からないことが、脳幹など、そういった特殊な機械を使って反応を見て、この子は耳が聞こえているか聞こえてないかがそれで分かるというふうなものであるということではないですかね。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） もう一度簡単に申し上げますと、この検査は新生児、出産後、子どもが生まれた場合に、先天性異常があるかどうかという基本的な

検査がございまして、そのときに産婦人科の病院なり医院で、このような聴覚検査を保護者の方に確認をして実施をするという形になります。その場合、今担当所長の方から説明しましたように、新生児の場合は自らの意思表示ができませんので、脳の検査によって反応を見るという形での検査で、耳が聞こえるかどうかというようなことが調べられるということでございます。

これにつきましては、検査の単価を京都府の医師会と単価設定をいたしておりますので、ご本人の負担はございません。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） 私の方から11ページで、35号線の道路についての事業の概要があったんですが、舗装工ということでお聞きしているんですけども、舗装工のみでしょうか。ほかの工事は入らないんでしょうか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 35号線他道路改良の事業の内容でございますけども、資料の次のページに工事箇所図があるかと思えます。35号につきましては当初の予算の中で舗装を考えておりますけども、こちらにあります2号線、19号線、4-4号線、4-10号線、22-13号線において、舗装工だけの工事を考えております。

以上でございます。

35号の工事につきましては、舗装だけの工事になります。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 先ほどの11ページの新生児聴覚検査ですけれども、普通、子どもが生まれたら、大きな病院であれば当然受けてくださいということで受けられると思うんですよ。だから、それが今までは自己負担だったものを補助するということになりますか。

問題なのは、前回何かのときにお聞きしたら、井手町で1年間で生まれた

子どもで検査を受けていない子はいませんでしたというような答弁が以前あったかと思うんですけど、助産所や非常に小さなクリニック等で生まれられたりすると、検査をする機械が生まれたところがないということで検査から漏れるという子がいるので、国もそういう検査をやっていきたいと思いますということを言われたと思うんですけども、そういう場合はどうなりますか。病院に検査機器がない。よそで受けに行くというような場合、やっぱり京都府の医療機関で受ければ補助になるということでしょうか。新生児を動かすのはどうなのかというのは思いますけれども。それが1点です。

9ページ、非課税世帯の臨時特別給付金ですけれども、これはどういう世帯に幾ら、何世帯に給付する予定ですか。これを午前中に口座はどうなりますかと、マイナンバー口座との関係で混ぜこぜになるのかという話をしたときに、もうひとつよく分からなかったんですが、先ほどの子どもの給付金は全部児童手当の口座を使うということで、マイナンバー口座かどうかなど関係なく、以前からの口座でいくということでしたね。これはどうなりますか。

それと、非課税世帯に相当するような家計急変の世帯も対象になると思うんです。そういう皆さんに情報が届くのか。どうやってお知らせするのか。お願いします。

もう1点、10ページ、福祉サービス事業所への補助ですけれども、これは何か所予定されているのか。以前も福祉サービス事業所へのコロナ関係の交付金というのが、給付金というのがあったと思うんですけども、どう違うんでしょうか。お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 私の方からは新生児の聴覚検査の件につきまして、前回、谷田議員の方からご質問があったときに、医療機関の方で受けられる方でも、全ての方が受けられていないということと、検査そのものがないところもあるというようなことで答弁させていただいているかと思うんですけども、今ほとんどの医療機関の方では新生児聴覚検査の方を実施しているという状況が、当時と比べましたらございます。その上で、検査を希望されているけれども、その医療機関ではできないというまれなケースがある場合は、どのような形で検査できるかご相談の上、対応したいというふうに思います。

それと、先ほど自己負担につきましてご質問があって回答したところでご

ございますけども、正確には医療機関によっては医師会の方で単価設定している額を超えるところもあるということで、全て自己負担ゼロということではないということで、その点だけ訂正させていただきます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 私の方からは、9ページの住民税の非課税世帯臨時特別給付金の関係でお答えさせていただきます。

今回の給付金につきましては、エネルギーや食料品の価格等の物価高騰の影響を踏まえ、国の交付金の低所得者枠を使って住民税非課税世帯等に対して臨時的な給付措置として、1世帯当たり3万円の給付をするものでございます。予算上では今回の給付金、1,294世帯を見込んでおります。

振込の方法につきましては、先ほどの一般質問のときにもお答えしたように、まず前回の給付金を受給されている方で非課税の方につきましては、基本前回の給付の状況で対象者に確認書をお送りして、一定期間に返答がなければそのまま振り込ませていただくという形になります。今回新たに非課税になられた方につきましては、国のマイナンバーカードの口座情報を本庁の方で取り寄せまして、それを書いた通知書を本人に送らせていただいて、この口座でいいですよという確認の返送が確認できれば給付する。もしくは、この口座じゃないという場合には別の口座を指定していただいて、そこに給付するという形を取ってまいりたいと考えております。

また、未申告の方につきましては、税の申告をしていただいた上で窓口で申請していただく。家計急変の方につきましても窓口で申請していただく。そういう形を取ってまいりたいと考えております。

周知方法等につきましては、非課税の方につきましては個別の通知を考えておりまして、そのほか広報やホームページでの広報を考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 福祉サービス事業所に対する高騰対策支援給付金でございますが、こちら、対象の事業所でございますが、町内で介護保険でありましたり障害者総合支援法に基づく指定を受けた事業所を運営する

法人でございます、4法人です。

内容といたしましては、令和4年度に実施した事業と同じものでございまして、対象経費の方は電気料金、ガス等の燃料費、食料費でございます、そちらの影響額の2分の1を給付金として給付するものです。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第38号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は6月23日午前10時から会議を開きます。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時01分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 田 中 保 美

署名議員 岡 田 久 雄